

令和 5 年 第 1 回 定例 市 議 会 議 案

(そ の 1)

岸 和 田 市

令和５年第１回定例市議会議案（その１）

議案番号	件名	備考・頁
報告第１号	専決処分の報告について	P. 1
議案第１号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 11
議案第２号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	P. 15
議案第３号	岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例及び岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部改正について	P. 31
議案第４号	令和４年度岸和田市一般会計補正予算（第９号）	P. 45
議案第５号	令和４年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第３号）	P. 53
議案第６号	令和４年度岸和田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	P. 57
議案第７号	大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について	P. 61
議案第８号	工事請負契約の締結について （岸和田市貝塚市斎場整備運営事業（建設工事））	P. 65
議案第９号	工事請負契約の締結について （令和４年度林道牛滝線災害復旧工事）	P. 67
議案第１０号	土地改良事業の一部変更について （基盤整備促進事業（畑地区））	P. 69
議案第１１号	市道路線の認定及び廃止について	P. 71
議案第１２号	都市公園を設置すべき区域の決定について	P. 115
議案第１３号	教育委員会の教育長任命につき同意を求めるについて	別途送付
議案第１４号	監査委員選任につき同意を求めるについて	別途送付

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により本議会に報告する。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第21号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和4年12月26日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	264,000円 (車両修繕費等)

専決処分第 1 号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第 1 項並びに市長の専決処分事項に関する条例第 2 号及び第 3 号の規定により専決処分する。

令和 5 年 1 月 23 日 処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	123,761円 (車両修繕費等)

専決処分第 2 号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第 1 項並びに市長の専決処分事項に関する条例第 2 号及び第 3 号の規定により専決処分する。

令和 5 年 2 月 1 日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	751,500円 (車両修繕費)

専決処分第 3 号

和解について

本市は、次のとおり和解をするため、地方自治法第180条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例第 3 号の規定により専決処分する。

令和 5 年 2 月 3 日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

事 案	和 解 の 概 要
本市所有である岸和田市岡山町27番 2 の土地上において、何らの権原もなく工作物等の設置工事等を行っている相手方に対し、当該工事等の禁止を求める訴えを提起するに先立ち、当該工事の禁止の仮処分を求めるもの	相手方は、岸和田市に対し、今後、本件土地上に、一切の工作物、植栽等を設置しないことを誓約し、相手方の負担にて、令和 5 年 4 月末日までに、本件土地上に設置した一切の工作物、植栽等を撤去した上で、本件土地を整地し、地固めをすることを確約することにより和解する

議案第 1 号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3号の表農地利用最適化推進委員の項中「24,300円」を「27,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 この条例による改正前の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて既に支払われた特別職の職員の報酬は、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による特別職の職員の報酬の内払とみなす。

議案第 2 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第23項及び第24項を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

ア 教育職給料表（一）

（単位：円）

区分	等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外	1	477,500	405,500	274,500	195,400	163,100
	2	479,000	407,300	276,800	198,200	164,600
	3	480,500	408,900	279,300	200,800	166,100
	4	482,000	410,400	281,800	203,300	167,600
	5	483,400	411,900	284,200	206,200	169,300
	6	484,200	413,400	286,500	207,800	171,200
	7	485,000	414,900	289,100	209,200	173,000
	8	485,700	416,400	291,600	210,800	174,800
	9	486,600	417,800	293,800	212,500	176,500
	10	487,400	419,200	296,500	213,300	178,500
	11	488,200	420,700	299,100	214,100	180,500
	12	489,000	422,200	301,800	214,900	182,400
	13	489,600	423,600	304,000	215,900	184,200
	14	490,400	425,200	306,800	217,100	186,400
	15	491,200	426,800	309,500	219,200	188,500
	16	492,000	428,400	312,200	221,200	190,700
	17	492,900	430,000	314,700	222,900	192,800
	18	493,700	431,500	317,400	225,200	195,400
	19	494,300	433,100	320,100	227,400	197,800
	20	494,900	434,700	322,800	229,700	200,100
	21	495,500	436,300	325,400	230,900	202,600
	22	496,100	437,900	327,800	233,800	204,200

職員	23	496, 700	439, 500	330, 300	236, 800	205, 700
	24	497, 300	441, 000	332, 600	239, 700	207, 300
	25	497, 900	442, 500	334, 800	242, 700	208, 700
	26	498, 500	443, 800	337, 200	245, 600	209, 500
	27	499, 100	445, 100	339, 500	248, 400	210, 300
	28	499, 700	446, 400	341, 800	251, 200	211, 100
	29	500, 300	447, 800	344, 100	253, 100	211, 700
	30		449, 000	346, 400	255, 700	212, 700
	31		450, 100	348, 600	258, 700	214, 500
	32		451, 300	350, 900	261, 600	216, 300
	33		452, 600	353, 100	264, 400	217, 900
	34		453, 800	355, 400	266, 700	220, 000
	35		455, 200	357, 600	269, 100	222, 100
	36		456, 700	359, 900	271, 400	224, 300
	37		458, 100	362, 100	273, 800	225, 200
	38		459, 600	364, 400	276, 100	227, 100
	39		461, 100	366, 700	278, 600	229, 200
	40		462, 600	368, 900	281, 000	231, 200
	41		464, 000	371, 100	282, 900	233, 200
	42		464, 900	373, 300	285, 500	234, 900
	43		465, 800	375, 500	288, 100	236, 600
	44		466, 700	377, 700	290, 700	238, 300
	45		467, 300	379, 700	292, 800	239, 200
	46		468, 200	381, 900	295, 400	240, 900
	47		469, 100	384, 000	298, 000	242, 700
	48		469, 800	386, 100	300, 400	244, 500
	49		470, 300	388, 100	302, 500	246, 200
	50		470, 800	390, 200	305, 200	247, 600
	51		471, 300	392, 200	307, 900	249, 000
	52		471, 800	394, 200	310, 500	250, 300
	53		472, 200	396, 200	312, 900	251, 400

54		472, 800	398, 100	315, 400	252, 900
55		473, 200	399, 900	318, 000	254, 400
56		473, 600	401, 700	320, 400	255, 800
57		473, 900	403, 300	322, 600	256, 800
58		474, 300	404, 600	325, 000	258, 200
59		474, 700	405, 900	327, 400	259, 600
60		475, 100	407, 200	329, 700	260, 900
61		475, 500	408, 500	332, 000	262, 200
62			409, 800	334, 300	263, 700
63			411, 200	336, 500	265, 100
64			412, 600	338, 700	266, 500
65			414, 000	341, 000	267, 700
66			415, 400	343, 300	269, 300
67			416, 700	345, 600	270, 900
68			418, 100	347, 900	272, 500
69			419, 500	350, 000	273, 700
70			420, 900	352, 400	275, 100
71			422, 300	354, 700	276, 500
72			423, 700	357, 000	277, 900
73			424, 900	359, 100	278, 900
74			426, 300	361, 400	280, 300
75			427, 700	363, 500	281, 700
76			429, 100	365, 700	283, 000
77			430, 300	367, 600	284, 200
78			431, 400	369, 800	285, 400
79			432, 600	371, 800	286, 600
80			433, 700	374, 000	287, 700
81			434, 700	376, 100	288, 800
82			435, 400	378, 100	290, 000
83			436, 100	380, 000	291, 200
84			436, 800	381, 800	292, 400

85			437, 400	383, 800	293, 600
86			438, 100	385, 500	294, 800
87			438, 800	387, 100	296, 000
88			439, 500	388, 700	297, 200
89			440, 000	390, 000	298, 200
90			440, 600	391, 300	299, 400
91			441, 200	392, 600	300, 600
92			441, 800	393, 900	301, 800
93			442, 300	395, 300	302, 400
94			442, 500	396, 500	303, 600
95			442, 700	397, 800	304, 800
96			442, 900	399, 100	306, 000
97			443, 100	400, 600	307, 000
98			443, 300	401, 800	308, 100
99			443, 500	403, 000	309, 200
100			443, 700	404, 300	310, 300
101			443, 900	405, 500	311, 000
102			444, 100	406, 600	312, 100
103			444, 300	407, 700	313, 100
104			444, 500	408, 800	314, 100
105			444, 700	409, 700	314, 800
106			444, 900	410, 800	315, 600
107			445, 100	411, 900	316, 400
108			445, 300	413, 000	317, 200
109			445, 500	413, 800	317, 700
110				414, 600	318, 200
111				415, 500	318, 800
112				416, 300	319, 400
113				417, 000	320, 000
114				417, 500	320, 500
115				417, 900	321, 000

116				418, 200	321, 500
117				418, 400	321, 900
118				418, 800	322, 400
119				419, 200	322, 900
120				419, 600	323, 400
121				420, 000	323, 800
122				420, 200	324, 300
123				420, 400	324, 700
124				420, 700	325, 100
125				421, 000	325, 600
126				421, 200	326, 000
127				421, 400	326, 400
128				421, 600	326, 600
129				421, 800	326, 800
130				422, 000	327, 000
131				422, 200	327, 200
132				422, 400	327, 400
133				422, 600	327, 600
134				422, 800	327, 800
135				423, 000	328, 000
136				423, 200	328, 200
137				423, 400	328, 400
138				423, 600	328, 600
139				423, 800	328, 800
140				424, 000	329, 000
141				424, 200	329, 200
142				424, 400	329, 400
143				424, 600	329, 600
144				424, 800	329, 800
145				425, 000	330, 000
146				425, 200	330, 200

147				425,400	330,400
148				425,600	330,600
149				425,800	330,800
150					331,000
151					331,200
152					331,400
153					331,600
154					331,800
155					332,000
156					332,200
157					332,400
158					332,600
159					332,800
160					333,000
161					333,200
162					333,400
163					333,600
164					333,800
165					334,000
166					334,200
167					334,400
168					334,600
169					334,800
再任用職員	424,600	338,000	309,200	279,600	236,000

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、首席、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、実習助手その他の職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の等級が1等級である職員（再任用職員を含む。）の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表（二）

（単位：円）

区	等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
---	----	------	-----	-----	-----

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	386,200	274,500	178,800	163,100
	2	388,000	276,800	180,800	164,600
	3	389,800	279,300	182,900	166,100
	4	391,500	281,800	185,000	167,600
	5	393,100	284,200	186,800	169,300
	6	394,900	286,500	189,000	171,200
	7	396,700	289,100	191,100	173,000
	8	398,600	291,600	193,300	174,800
	9	400,400	293,800	195,400	176,500
	10	402,100	296,500	198,200	178,500
	11	403,800	299,100	200,800	180,500
	12	405,400	301,800	203,300	182,400
	13	406,800	304,000	206,200	184,200
	14	408,000	306,800	207,800	186,400
	15	409,200	309,500	209,200	188,500
	16	410,400	312,200	210,800	190,700
	17	412,000	314,700	212,500	192,800
	18	413,200	317,400	213,300	195,400
	19	414,500	320,100	214,100	197,800
	20	415,800	322,800	214,900	200,100
	21	416,700	325,400	215,900	202,600
	22	418,100	327,800	217,100	204,200
	23	419,500	330,300	219,200	205,700
	24	420,900	332,600	221,200	207,300
	25	421,900	334,800	222,900	208,700
	26	423,100	337,200	225,200	209,400
	27	424,300	339,500	227,400	210,100
	28	425,500	341,800	229,700	210,800
	29	426,300	344,100	230,900	211,600
	30	427,500	346,300	233,800	212,700

31	428, 700	348, 500	236, 800	214, 600
32	429, 900	350, 700	239, 700	216, 400
33	430, 800	352, 800	242, 700	217, 800
34	431, 400	354, 800	245, 600	219, 800
35	432, 000	356, 700	248, 400	221, 800
36	432, 600	358, 700	251, 200	223, 800
37	433, 200	360, 700	253, 100	224, 700
38	433, 800	362, 500	255, 700	226, 600
39	434, 400	364, 200	258, 700	228, 500
40	435, 000	366, 000	261, 600	230, 300
41	435, 400	367, 800	264, 400	232, 200
42	435, 900	369, 500	266, 700	233, 900
43	436, 400	371, 100	269, 100	235, 600
44	436, 900	372, 800	271, 400	237, 300
45	437, 300	374, 400	273, 800	238, 200
46	437, 600	376, 000	276, 100	240, 000
47	437, 900	377, 600	278, 600	241, 800
48	438, 200	379, 300	281, 000	243, 600
49	438, 600	381, 000	282, 900	245, 200
50	438, 900	382, 500	285, 500	246, 700
51	439, 200	383, 900	288, 100	248, 200
52	439, 500	385, 400	290, 700	249, 400
53	439, 700	387, 000	292, 800	250, 400
54	440, 000	388, 300	295, 400	251, 900
55	440, 300	389, 600	298, 000	253, 400
56	440, 600	391, 000	300, 400	254, 800
57	440, 900	392, 200	302, 500	255, 900
58	441, 200	393, 300	305, 200	257, 200
59	441, 500	394, 400	307, 900	258, 400
60	441, 800	395, 600	310, 500	259, 600
61	442, 100	396, 600	312, 900	260, 900

62	442, 300	397, 700	315, 400	262, 300
63	442, 500	398, 800	318, 000	263, 600
64	442, 700	399, 900	320, 400	264, 900
65	442, 900	400, 900	322, 600	265, 900
66	443, 100	402, 100	325, 000	267, 400
67	443, 300	403, 300	327, 400	268, 900
68	443, 500	404, 500	329, 700	270, 400
69	443, 700	405, 500	332, 000	271, 800
70	443, 900	406, 600	334, 300	273, 200
71	444, 100	407, 700	336, 500	274, 600
72	444, 300	408, 800	338, 700	276, 000
73	444, 500	409, 600	341, 000	276, 900
74	444, 700	410, 600	343, 300	278, 200
75	444, 900	411, 600	345, 600	279, 500
76	445, 100	412, 600	347, 900	280, 800
77	445, 300	413, 500	349, 900	282, 100
78	445, 500	414, 300	351, 700	283, 300
79	445, 700	415, 100	353, 500	284, 400
80	445, 900	415, 900	355, 400	285, 500
81	446, 100	416, 600	357, 200	286, 600
82	446, 300	417, 300	359, 000	287, 800
83	446, 500	418, 000	360, 600	289, 000
84	446, 700	418, 700	362, 400	290, 200
85	446, 900	419, 300	363, 900	291, 100
86	447, 100	419, 700	365, 600	292, 100
87	447, 300	420, 100	367, 200	293, 100
88	447, 500	420, 500	368, 900	294, 100
89	447, 700	420, 900	370, 600	294, 900
90	447, 900	421, 200	372, 000	295, 800
91	448, 100	421, 500	373, 300	296, 700
92	448, 300	421, 800	374, 700	297, 600

93	448, 500	422, 200	376, 300	298, 000
94	448, 700	422, 500	377, 600	298, 800
95	448, 900	422, 800	378, 900	299, 600
96	449, 100	423, 100	380, 200	300, 400
97	449, 300	423, 300	381, 300	301, 300
98	449, 500	423, 500	382, 100	302, 100
99	449, 700	423, 700	383, 000	302, 900
100	449, 900	423, 900	383, 900	303, 700
101	450, 100	424, 100	385, 000	304, 500
102	450, 300	424, 300	386, 000	305, 000
103	450, 500	424, 500	387, 000	305, 500
104	450, 700	424, 700	388, 000	305, 900
105	450, 900	424, 900	388, 900	306, 100
106	451, 100	425, 100	389, 900	306, 300
107	451, 300	425, 300	390, 800	306, 600
108	451, 500	425, 500	391, 800	306, 800
109	451, 700	425, 700	392, 600	307, 000
110	451, 900	425, 900	393, 600	307, 300
111	452, 100	426, 100	394, 600	307, 500
112	452, 300	426, 300	395, 600	307, 800
113	452, 500	426, 500	396, 200	308, 000
114	452, 700	427, 200	397, 100	308, 300
115	452, 900	427, 700	398, 000	308, 600
116	453, 100	428, 400	398, 900	308, 900
117	453, 300	428, 900	399, 800	309, 100
118	453, 500	429, 500	400, 600	309, 400
119	453, 700	430, 100	401, 400	309, 700
120	453, 900	430, 800	402, 200	309, 900
121	454, 100	431, 400	403, 000	310, 100
122	454, 300	432, 000	403, 800	310, 300
123	454, 500	432, 500	404, 500	310, 500

124	454, 700	433, 200	405, 300	310, 700
125	454, 900	433, 700	405, 600	310, 900
126	455, 100	434, 300	406, 000	311, 100
127	455, 300	434, 900	406, 600	311, 300
128	455, 500	435, 600	406, 900	311, 500
129	455, 700	436, 100	407, 400	311, 700
130	455, 900	436, 800	407, 800	311, 900
131	456, 100	437, 300	408, 400	312, 100
132	456, 300	438, 000	408, 800	312, 300
133	456, 500	438, 500	409, 100	312, 500
134	456, 700	439, 100	409, 500	312, 700
135	456, 900	439, 700	409, 900	312, 900
136	457, 100	440, 400	410, 300	313, 100
137	457, 300	440, 900	410, 700	313, 300
138	457, 500	441, 500	411, 100	313, 500
139	457, 700	442, 100	411, 500	313, 700
140	457, 900	442, 800	411, 900	313, 900
141	458, 100	443, 300	412, 300	314, 100
142	458, 300	443, 900	412, 600	314, 300
143	458, 500	444, 500	412, 900	314, 500
144	458, 700	445, 200	413, 200	314, 700
145	458, 900	445, 700	413, 400	314, 900
146	459, 100	446, 200	413, 700	315, 100
147	459, 300	446, 800	414, 000	315, 300
148	459, 500	447, 600	414, 300	315, 500
149	459, 700	448, 100	414, 600	315, 700
150	459, 900	448, 700	414, 800	315, 900
151	460, 100	449, 300	415, 000	316, 100
152	460, 300	450, 000	415, 200	316, 300
153	460, 500	450, 500	415, 400	316, 500
154	460, 700	451, 000	415, 600	316, 700

155	460,900	451,600	415,800	316,900
156	461,100	452,300	416,000	317,100
157	461,300	452,800	416,200	317,300
158	461,500	453,500	416,400	
159	461,700	454,100	416,600	
160	461,900	454,800	416,800	
161	462,100	455,300	417,000	
再任用職員	331,600	304,500	276,800	227,200

備考

1 この表は、指導主事及び幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭その他の職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の等級が特1等級である職員（再任用職員を含む。）の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4の2第2項の表1等級の項中「消防長」を「消防正監又は消防監」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の2の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて既に支払われた職員の給与は、改正後の条例の規定による職員の給与の内払とみなす。

（岸和田市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

4 岸和田市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条のうち一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）附則に8項を加える改正規定のうち、附則第25項中「附則第27項」を「附則第25項」に改め、同項を附則第23項とし、附則第26項を附則第24項とし、附則第27項中「附則第29項」を「附則第27項」に、「附則第25項」を「附則第23項」に改め、同項を附則第25項とし、附則第28項を附則第26項とし、附則第29項中「附則第25項」を「附則第23項」に、「附則第27項」を「附

則第25項」に改め、同項を附則第27項とし、附則第30項中「附則第27項又は前項」を「附則第25項又は前項」に、「附則第25項」を「附則第23項」に改め、同項を附則第28項とし、附則第31項中「附則第27項又は前2項」を「附則第25項又は前2項」に、「附則第27項、第29項又は第30項」を「附則第25項、第27項又は第28項」に改め、同項を附則第29項とし、附則第32項中「附則第25項から前項まで」を「附則第23項から前項まで」に、「附則第25項」を「附則第23項」に、「附則第27項」を「附則第25項」に改め、同項を附則第30項とする。

第10条のうち職員の退職手当に関する条例（昭和32年条例第16号）附則に9項を加える改正規定のうち、附則第17項中「附則第25項」を「附則第23項」に改める。

附則第7条第1項中「附則第25項から第32項まで」を「附則第23項から第30項まで」に改める。

議案第 3 号

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係
る手数料に関する条例及び岸和田市低炭素建築物新築
等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部改正
について

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料
に関する条例及び岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係
る手数料に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例
及び岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の
一部を改正する条例

(岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例の一部改正)

第 1 条 岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例（平成28年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表中

「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
	200平方メートル以上のもの	43,700円

を

」

「

その他のもの	誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行うもの	200平方メートル未満のもの	20,100円
		200平方メートル以上のもの	21,600円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
		200平方メートル以上のもの	43,700円

に、

」

「

その他のもの	300平方メートル未満	78,700円
--------	-------------	---------

	のもの	
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	131,200円
	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	223,400円
	5,000平方メートル以 上10,000平方メート ル未満のもの	320,100円
	10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	630,100円
	25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	1,114,700円
	50,000平方メートル 以上のもの	2,048,600円

を

「

その他のもの	誘導仕様基 準に適合す るかどうか の判定によ りエネルギー 消費性能 に関する評 価を行うも の	300平方メートル未満 のもの	37,600円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	65,000円
		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	117,600円
		5,000平方メートル以 上10,000平方メート ル未満のもの	177,800円
		10,000平方メートル	326,500円

		以上25,000平方メートル未満のもの	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	552,300円
		50,000平方メートル以上のもの	968,800円
	その他のものの	300平方メートル未満のもの	78,700円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
		50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円

に

」

改め、同表備考第2項中「第10条第1項第1号」を「第10条第1号」に改め、同備考第5項を同備考第6項とし、同備考第4項を同備考第5項とし、同備考第3項の次に次の1項を加える。

- 4 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。

第10条第1項第3号の表中

「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
	200平方メートル以上のもの	22,500円

を

」

「

その他のもの	誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行うもの	200平方メートル未満のもの	10,700円
		200平方メートル以上のもの	11,400円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
		200平方メートル以上のもの	22,500円

に、

」

「46,800円」を「46,600円」に、

「

その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円

を

	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円
	50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円

」

「

その他のものの	誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行うものの	300平方メートル未満のもの	19,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,100円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	89,600円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	277,300円
		50,000平方メートル以上のもの	486,000円

に

その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円
	50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円

」

改める。

第13条の表備考第6項中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、「又は同号イ(2)(ii)の基準及び同号ロ(2)の基準に適合しているもの」を削る。

(岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円
	200平方メートル以上	46,000円

を

	のもの	
--	-----	--

」

「

その他のもの	誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行うもの	200平方メートル未満のもの	22,400円
		200平方メートル以上	23,900円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円
		200平方メートル以上	46,000円

に、

」

「

その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	632,400円

	25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	1,116,900円
	50,000平方メートル 以上のもの	2,050,900円

を

「

その他の もの	誘導仕様基準 に適合するか どうかの判定 によりエネル ギー消費性能 に関する評価 を行うもの	300平方メートル未 満のもの	39,900円
		300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	67,300円
		2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	119,900円
		5,000平方メートル 以上10,000平方メー トル未満のもの	180,100円
		10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	328,800円
		25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	554,600円
		50,000平方メートル 以上のもの	971,100円
	その他のもの	300平方メートル未 満のもの	81,000円

」

	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	632,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円
	50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円

に

」

改め、同表備考第5項を同備考第6項とし、同備考第4項を同備考第5項とし、同備考第3項の次に次の1項を加える。

- 4 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。

第6条第1項第3号の表中

「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	21,300円
	200平方メートル以上のもの	23,600円

を

」

「

その他のもの	誘導仕様基準	200平方メートル未満	11,800円
--------	--------	-------------	---------

の	準に適合す	のもの	
	るかどうか	200平方メートル以上	12,600円
	の判定によ	のもの	
	りエネルギー消費性能に関する評価を行うもの		
の	その他のも	200平方メートル未満	21,300円
		のもの	
		200平方メートル以上	23,600円
		のもの	

に、

「

その他のもの	300平方メートル未満	41,100円
	のもの	
	300平方メートル以上	67,400円
	2,000平方メートル未満	
	のもの	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	113,500円
	のもの	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	161,900円
	のもの	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	317,000円
	のもの	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	559,600円
	のもの	
	50,000平方メートル	1,027,100円

を

	以上のもの	
--	-------	--

」

「

その他のもの	誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行うもの	300平方メートル未満のもの	20,600円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	34,300円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	278,400円
		50,000平方メートル以上のもの	487,100円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,100円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,400円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,500円
		5,000平方メートル以上のもの	161,900円

に

	上10,000平方メートル未満のもの	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	317,000円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	559,600円
	50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

令和 4 年度岸和田市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 4 年度岸和田市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,150,953 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 89,281,582 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 21 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		14,182,000	246,768	14,428,768
	01 地方交付税	14,182,000	246,768	14,428,768
15 国庫支出金		23,394,273	550,483	23,944,756
	01 国庫負担金	16,656,187	169,713	16,825,900
	02 国庫補助金	6,692,714	380,770	7,073,484
16 府支出金		6,719,786	113,911	6,833,697
	01 府負担金	4,752,457	84,856	4,837,313
	02 府補助金	1,557,399	29,055	1,586,454
18 寄附金		1,183,644	218	1,183,862
	01 寄附金	1,183,644	218	1,183,862
19 繰入金		2,275,244	11,000	2,286,244
	01 基金繰入金	2,094,484	11,000	2,105,484
20 繰越金		476,191	560,873	1,037,064
	01 繰越金	476,191	560,873	1,037,064
21 諸収入		1,631,925	70,000	1,701,925
	03 収益事業収入	675,000	70,000	745,000
22 市債		5,180,500	597,700	5,778,200
	01 市債	5,180,500	597,700	5,778,200
歳入合計		87,130,629	2,150,953	89,281,582

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
01 議会費		421,606	△4,016	417,590
	01 議会費	421,606	△4,016	417,590
02 総務費		7,747,193	337,521	8,084,714
	01 総務管理費	6,338,620	337,521	6,676,141
03 民生費		43,035,965	355,136	43,391,101
	01 社会福祉費	15,447,464	332,296	15,779,760
	02 児童福祉費	14,377,561	59,940	14,437,501
	03 生活保護費	10,899,133	△37,100	10,862,033
04 衛生費		7,804,146	171,515	7,975,661
	01 保健衛生費	2,792,484	175,531	2,968,015
	03 清掃費	2,985,568	△4,016	2,981,552
06 農林水産業費		978,079	△2,410	975,669
	01 農業費	675,748	△2,410	673,338
07 商工費		1,647,793	4,701	1,652,494
	01 商工費	1,647,793	4,701	1,652,494
08 土木費		6,534,329	12,392	6,546,721
	07 都市計画費	4,703,759	12,392	4,716,151
09 消防費		2,007,429	19,696	2,027,125
	01 消防費	2,007,429	19,696	2,027,125
10 教育費		8,533,671	1,057,830	9,591,501
	01 教育総務費	1,352,104	98,531	1,450,635
	02 小学校費	1,042,169	467,750	1,509,919
	03 中学校費	568,668	416,250	984,918
	04 高等学校費	848,678	34,623	883,301
	05 幼稚園費	2,065,701	18,819	2,084,520
	07 保健体育費	1,824,929	21,857	1,846,786

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 諸支出金		920,431	198,588	1,119,019
	02 還付金	888,071	198,588	1,086,659
歳 出 合 計		87,130,629	2,150,953	89,281,582

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
02 総務費	03 戸籍住民 基本台帳費	戸籍事務事業	千円 4,983
03 民生費	02 児童福祉費	保育所管理事業	44,770
		教育・保育施設等運営支援事業	10,000
		総合通園センター管理事業	5,070
		総合通園センター運営事業	4,400
04 衛生費	01 保健衛生費	保健センター管理事業	21,050
		出産・子育て応援交付金支給事業	173,550
	05 上水道費	上水道事業会計繰出事業	6,300
06 農林水産業費	01 農業費	丘陵地区農整備事業	116,493
	02 林業費	林道管理事業	147,999
07 商工費	01 商工費	岸和田城天守閣耐震対策検討事業	3,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路新設改良事業	163,000
		橋りょう新設改良事業	36,118
	07 都市計画費	市街地形成事業	347,974
		田治米畑町線整備事業	44,015
10 教育費	02 小学校費	小学校管理事業	31,050
		小学校大規模改造事業	436,700
	03 中学校費	中学校管理事業	14,850
		中学校大規模改造事業	401,400

第3表 地 方 債 補 正

(変更分)

起 債 の 目 的	補 正 前								補 正 後									
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法					備 考	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法					備 考
				区 分	償 還 期 限	据 置 期 間	償 還 方 法	そ の 他					区 分	償 還 期 限	据 置 期 間	償 還 方 法	そ の 他	
学校教育施設 整 備 事 業	千円 532,700		%以内		年以内	年以内			令和4年8月 30日提出議案 第50号 9月14日可決	千円 1,130,400		%以内		年以内	年以内			

議案第 5 号

令和 4 年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度岸和田市の自転車競技事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 651,229 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,070,533 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 21 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01 競輪事業収入		34,522,979	651,229	35,174,208
	01 事業収入	34,522,979	651,229	35,174,208
歳入合計		36,419,304	651,229	37,070,533

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
01 自転車競技費		35,422,712	549,684	35,972,396
	02 開催費	35,289,967	549,684	35,839,651
02 積立金		227,699	31,545	259,244
	01 積立金	227,699	31,545	259,244
03 繰出金		525,000	70,000	595,000
	01 繰出金	525,000	70,000	595,000
歳 出 合 計		36,419,304	651,229	37,070,533

議案第 6 号

令和 4 年度岸和田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度岸和田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120,228千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,998,134千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01 後期高齢者医療保険料		2,209,361	120,228	2,329,589
	01 後期高齢者医療保険料	2,209,361	120,228	2,329,589
歳入合計		2,877,906	120,228	2,998,134

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 納付金		2,831,245	120,228	2,951,473
	01 保険料納付金	2,831,245	120,228	2,951,473
歳 出 合 計		2,877,906	120,228	2,998,134

議案第 7 号

大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更するため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係市町村と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「藤井寺市」を「岸和田市、八尾市、富田林市、和泉市、柏原市、高石市、藤井寺市、東大阪市」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

工事請負契約の締結について

令和 4 年 7 月 11 日付けで公告し、公募型プロポーザルに付した岸和田市貝塚市斎場整備運営事業（建設工事）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|----------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 岸和田市貝塚市斎場整備運営事業（建設工事） |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 金 3, 1 7 3, 3 8 0, 1 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 村本・矢野・宮本・梓異業種共同企業体 |

代表構成員

大阪市天王寺区上汐四丁目 5 番 26 号

村本建設株式会社大阪支店

執行役員支店長 先山 正登

構成員

岸和田市西大路町 165 番地の 1

矢野建設株式会社本店

本店長 中川 幹彦

構成員

富山県富山市奥田新町12番3号

株式会社宮本工業所

代表取締役 宮本 芳樹

構成員

大阪市北区大淀中一丁目1番90号

梅田スカイビルガーデンファイブ

株式会社梓設計関西支社

常務執行役員支社長 菅根 義明

議案第 9 号

工事請負契約の締結について

令和 4 年 9 月 22 日に工事請負変更契約を締結した令和 4 年度林道牛滝線災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 4 年度林道牛滝線災害復旧工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 変更前 金 1 2 5 , 3 4 1 , 7 0 0 円
変更後 金 1 8 7 , 8 8 3 , 3 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岸和田市畑町四丁目 3 番 7 号
株式会社堀健
代表取締役 堀田 健二 |

議案第10号

土地改良事業の一部変更について

令和2年12月8日提出、議案第118号（同月18日可決）の土地改良事業計画の概要の一部を次のとおり変更するため、土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

区 分	事 業 計 画	
	変 更 前	変 更 後
1. 事 業 名	基盤整備促進事業（畑地区）	同 左
2. 事 業 主 体	岸和田市	同 左
3. 事 業 計 画		
（1）目 的	本事業において区画整理を行うことにより、農作業の効率化、農地の集団化・汎用化による優良農地の確保、農業の高付加価値化を図り、競争力ある「攻めの農業」の実現に資することを目的とする。	同 左
（2）地区面積	19.0ヘクタール	18.6ヘクタール
（3）主要工事	ほ場整備工事	同 左
4. 総 事 業 費	481,835千円以内	794,186千円以内
5. 事 業 期 間	令和3年度～令和10年度	令和3年度～令和11年度

議案第11号

市道路線の認定及び廃止について

本市は、市道路線を別紙の市道路線認定調書及び市道路線廃止調書のとおり認定及び廃止するものとする。

令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

市道路線認定調書

路 線 名	起 終 点	か ら ま で	重要な経過地	備 考
畑 町 47 号 線	畑町二丁目229-3 畑町二丁目229-5	先 先	畑 町 二 丁 目	
尾 生 町 89 号 線	尾生町五丁目5153-6 尾生町五丁目5153-9	先 先	尾 生 町 五 丁 目	
東 ケ 丘 町 46 号 線	東ヶ丘町808-496 東ヶ丘町808-1014	先 先	東 ケ 丘 町	
東 ケ 丘 町 47 号 線	東ヶ丘町808-870 東ヶ丘町808-873	先 先	東 ケ 丘 町	
箕 土 路 町 41 号 線	箕土路町二丁目239-4 箕土路町二丁目237-9	先 先	箕土路町二丁目	
磯 上 町 91 号 線	磯上町六丁目771-5 磯上町六丁目770-15	先 先	磯 上 町 六 丁 目	
摩 湯 町 28 号 線	摩湯町1077-7 摩湯町1077-4	先 先	摩 湯 町	
三 田 町 34 号 線	三田町652-6 三田町650-2	先 先	三 田 町	
額 町 21 号 線	小松里町557-5 小松里町803-25	先 先	小 松 里 町	
土 生 町 84 号 線	土生町六丁目1769-1 土生町六丁目1787-1	先 先	土 生 町 六 丁 目	
土 生 町 147 号 線	畑町二丁目473-5 土生町六丁目1396-16	先 先	土 生 町 六 丁 目	
土 生 町 148 号 線	土生町六丁目1545-173 土生町六丁目1545-171	先 先	土 生 町 六 丁 目	
土 生 町 149 号 線	土生町六丁目1545-164 土生町六丁目1545-163	先 先	土 生 町 六 丁 目	
土 生 町 150 号 線	土生町六丁目1545-155 土生町六丁目1545-154	先 先	土 生 町 六 丁 目	
土 生 町 151 号 線	土生町六丁目1545-86 土生町六丁目1545-188	先 先	土 生 町 六 丁 目	
土 生 町 152 号 線	土生町六丁目1545-97 土生町六丁目1545-112	先 先	土 生 町 六 丁 目	
土 生 町 153 号 線	土生町六丁目1545-108 土生町六丁目1545-121	先 先	土 生 町 六 丁 目	
土 生 町 154 号 線	土生町六丁目1545-126 土生町六丁目1545-136	先 先	土 生 町 六 丁 目	
土 生 町 155 号 線	土生町六丁目1545-139 土生町六丁目1545-225	先 先	土 生 町 六 丁 目	
土 生 町 156 号 線	土生町六丁目1545-227 土生町六丁目1545-237	先 先	土 生 町 六 丁 目	
土 生 町 157 号 線	土生町六丁目1545-72 土生町六丁目1545-51	先 先	土 生 町 六 丁 目	
土 生 町 158 号 線	土生町六丁目1792-2 土生町六丁目1792-6	先 先	土 生 町 六 丁 目	
土 生 町 159 号 線	土生町六丁目1792-6 土生町六丁目1792-8	先 先	土 生 町 六 丁 目	

市道路線認定調書

路 線 名	起 終 点	か ら ま で	重要な経過地	備 考
土 生 町 160 号 線	土生町八丁目1372-2 土生町八丁目1372-15	先 先	土 生 町 八 丁 目	
土 生 町 161 号 線	土生町八丁目1372-6 土生町八丁目1372-20	先 先	土 生 町 八 丁 目	
荒 木 町 47 号 線	荒木町一丁目224-10 荒木町一丁目224-22	先 先	荒 木 町 一 丁 目	
土 生 町 162 号 線	土生町十三丁目628-8 土生町十三丁目628-3	先 先	土生町十三丁目	
神 須 屋 町 66 号 線	神須屋町300-6 神須屋町300-15	先 先	神 須 屋 町	
土 生 町 163 号 線	土生町392-22 土生町392-21	先 先	土 生 町	
土 生 町 164 号 線	土生町392-15 土生町392-12	先 先	土 生 町	
南 町 29 号 線	南町1612-11 南町1612-4	先 先	南 町	
流 木 町 6 号 線	流木町401-1 流木町1609-2	先 先	流 木 町	
流 木 町 44 号 線	流木町97-20 流木町97-17	先 先	流 木 町	
岸 城 町 27 号 線	岸城町1761-1 岸城町1761-7	先 先	岸 城 町	
堺 町 5 号 線	堺町47-3 堺町47-12	先 先	堺 町	
岡 山 町 86 号 線	岡山町1175-8 岡山町1174	先 先	岡 山 町	
磯 上 町 92 号 線	磯上町六丁目755-15 磯上町六丁目755-9	先 先	磯 上 町 六 丁 目	
磯 上 町 93 号 線	磯上町六丁目755-14 磯上町六丁目755-12	先 先	磯 上 町 六 丁 目	
東 大 路 町 24 号 線	東大路町1029-9 東大路町1029-8	先 先	東 大 路 町	
吉 井 町 20 号 線	吉井町三丁目463-1 吉井町三丁目463-2	先 先	吉 井 町 三 丁 目	
春 木 本 町 5 号 線	春木本町95-13 春木本町95-8	先 先	春 木 本 町	
八 阪 町 23 号 線	八阪町三丁目1069-7 八阪町三丁目1069-5	先 先	八 阪 町 三 丁 目	

市道路線廃止調書

路 線 名	起終点	から まで	重要な経過地	備 考
三 田 町 34 号 線	三田町652-6 三田町652-9	先 先	三 田 町	
土 生 町 84 号 線	土生町1769-5 土生町1769-8	先 先	土 生 町	
流 木 町 6 号 線	流木町401-1 流木町1609-10	先 先	流 木 町	
吉 井 町 20 号 線	吉井町463-1 吉井町463-2	先 先	吉 井 町	

市道路線認定区域調書

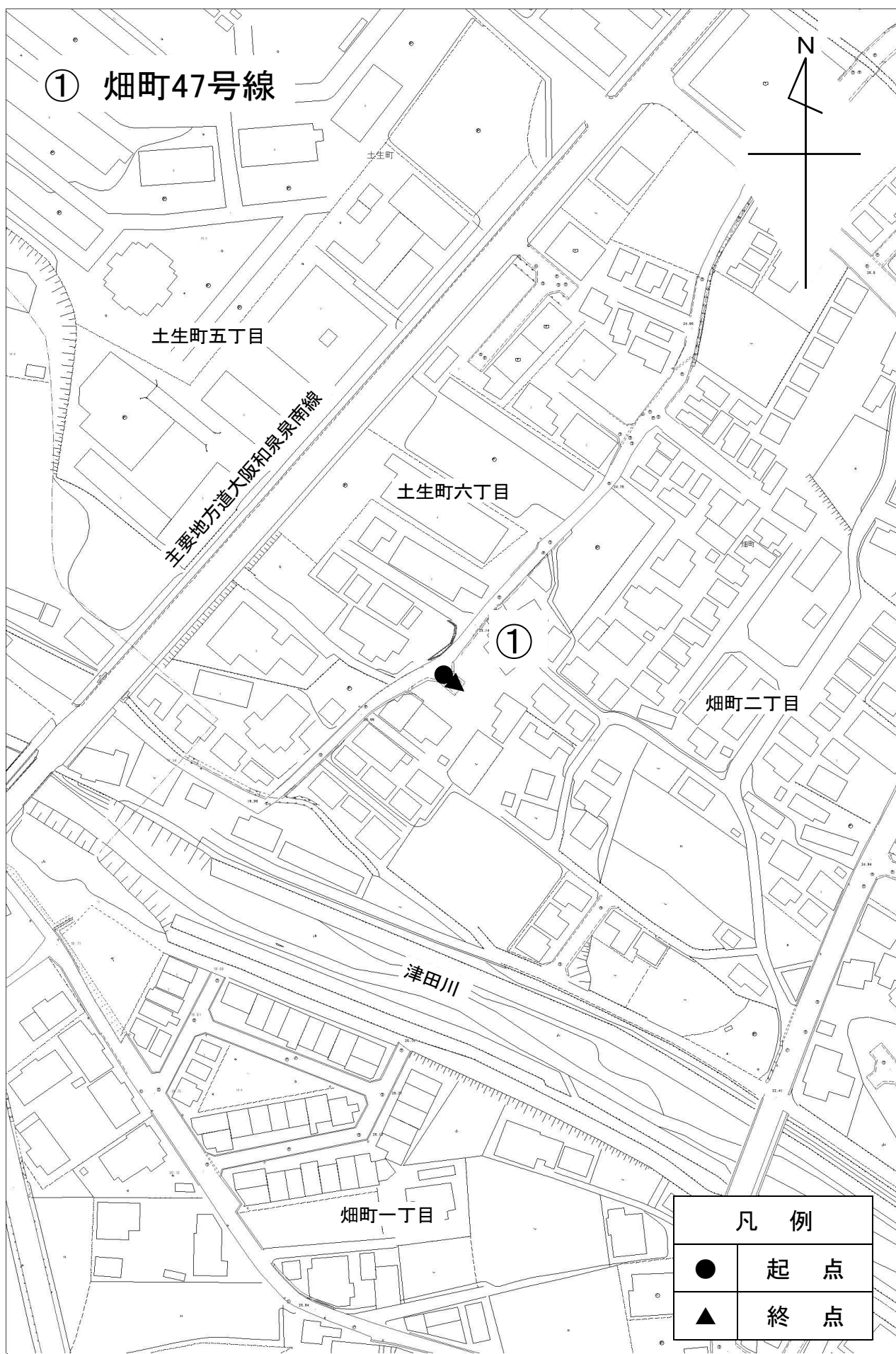
(参考資料)

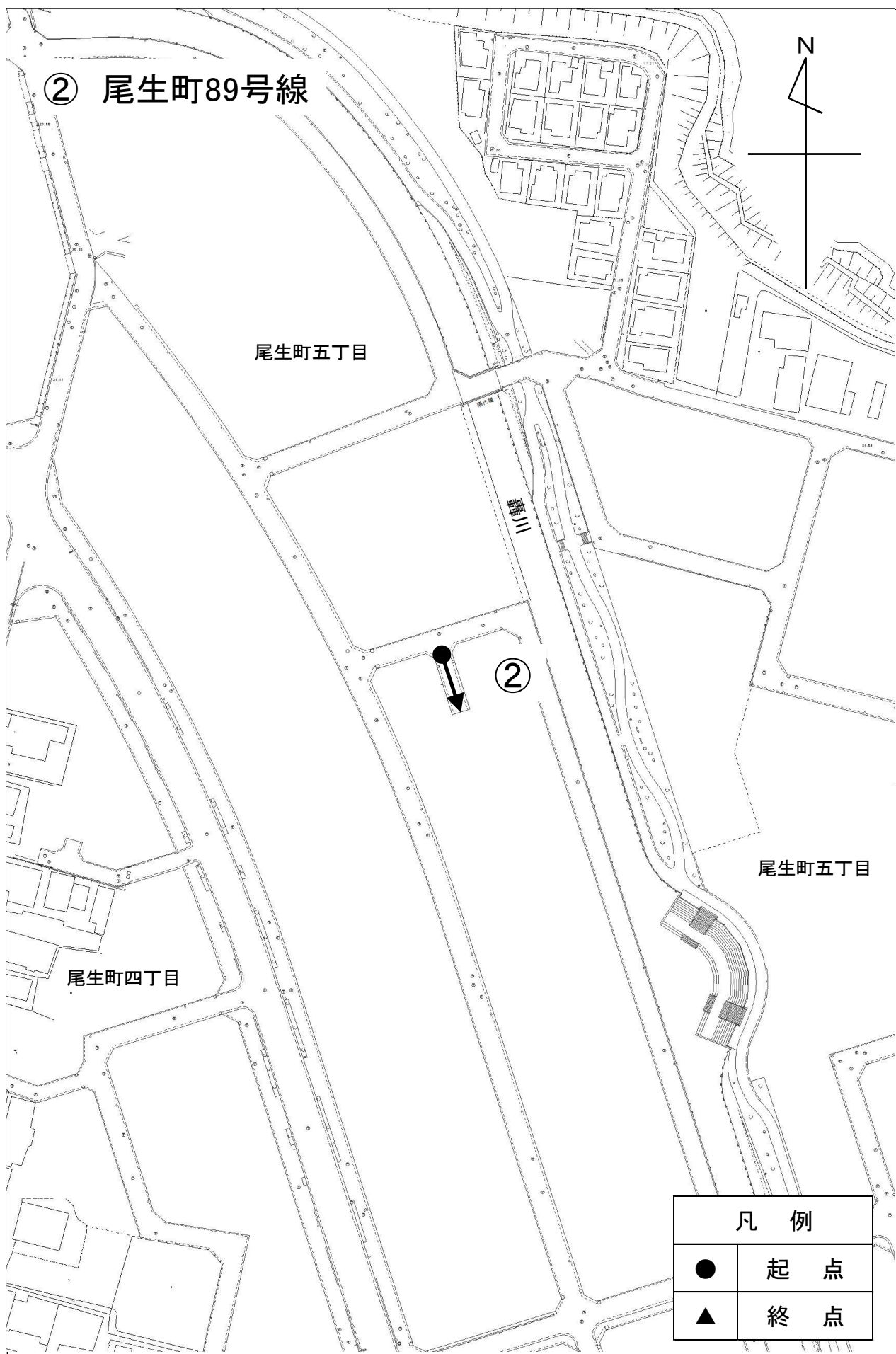
整理 番号	路 線 名	区 間	から まで	敷 地		備 考
				幅員(m)	延長(m)	
1	畑 町 47 号 線	畑町二丁目229-3 畑町二丁目229-5	先 先	5.0	7.5	
2	尾 生 町 89 号 線	尾生町五丁目5153-6 尾生町五丁目5153-9	先 先	5.3	19.6	
3	東ヶ丘町46号線	東ヶ丘町808-496 東ヶ丘町808-1014	先 先	4.0	11.9	
4	東ヶ丘町47号線	東ヶ丘町808-870 東ヶ丘町808-873	先 先	4.0	27.3	
5	箕土路町41号線	箕土路町二丁目239-4 箕土路町二丁目237-9	先 先	4.7	57.5	
6	磯 上 町 91 号 線	磯上町六丁目771-5 磯上町六丁目770-15	先 先	4.7~5.0	106.0	
7	摩 湯 町 28 号 線	摩湯町1077-7 摩湯町1077-4	先 先	4.7~6.0	32.7	
8	三 田 町 34 号 線	三田町652-6 三田町650-2	先 先	4.7	35.9	
9	額 町 21 号 線	小松里町557-5 小松里町803-25	先 先	4.7	152.9	
10	土 生 町 84 号 線	土生町六丁目1769-1 土生町六丁目1787-1	先 先	4.7~9.4	125.1	
11	土 生 町 147 号 線	畑町二丁目473-5 土生町六丁目1396-16	先 先	6.7~7.0	366.6	
12	土 生 町 148 号 線	土生町六丁目1545-173 土生町六丁目1545-171	先 先	6.7	197.0	
13	土 生 町 149 号 線	土生町六丁目1545-164 土生町六丁目1545-163	先 先	4.7	141.7	
14	土 生 町 150 号 線	土生町六丁目1545-155 土生町六丁目1545-154	先 先	4.7	88.7	
15	土 生 町 151 号 線	土生町六丁目1545-86 土生町六丁目1545-188	先 先	4.7	34.0	
16	土 生 町 152 号 線	土生町六丁目1545-97 土生町六丁目1545-112	先 先	4.7	35.0	
17	土 生 町 153 号 線	土生町六丁目1545-108 土生町六丁目1545-121	先 先	4.7	34.7	
18	土 生 町 154 号 線	土生町六丁目1545-126 土生町六丁目1545-136	先 先	4.7	30.2	
19	土 生 町 155 号 線	土生町六丁目1545-139 土生町六丁目1545-225	先 先	4.7	26.2	
20	土 生 町 156 号 線	土生町六丁目1545-227 土生町六丁目1545-237	先 先	4.7	26.8	
21	土 生 町 157 号 線	土生町六丁目1545-72 土生町六丁目1545-51	先 先	4.7	26.6	
22	土 生 町 158 号 線	土生町六丁目1792-2 土生町六丁目1792-6	先 先	4.7	28.7	
23	土 生 町 159 号 線	土生町六丁目1792-6 土生町六丁目1792-8	先 先	4.7	15.0	

市道路線認定区域調書

(参考資料)

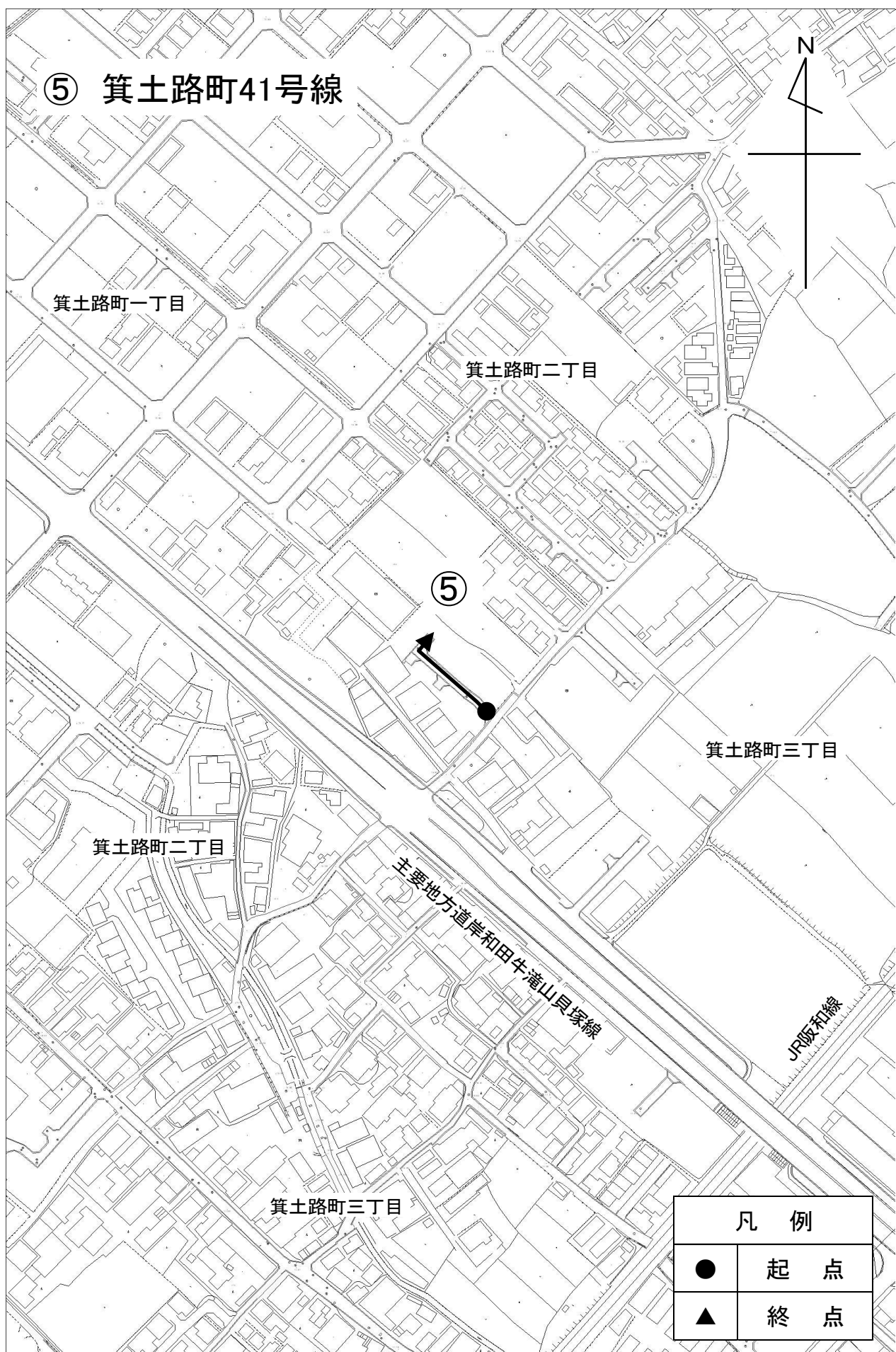
整理 番号	路 線 名	区 間	から まで	敷 地		備 考
				幅員(m)	延長(m)	
24	土 生 町 160 号 線	土生町八丁目1372-2 土生町八丁目1372-15	先 先	4.7	63.7	
25	土 生 町 161 号 線	土生町八丁目1372-6 土生町八丁目1372-20	先 先	4.7	10.0	
26	荒 木 町 47 号 線	荒木町一丁目224-10 荒木町一丁目224-22	先 先	5.3	72.5	
27	土 生 町 162 号 線	土生町十三丁目628-8 土生町十三丁目628-3	先 先	5.0	41.7	
28	神 須 屋 町 66 号 線	神須屋町300-6 神須屋町300-15	先 先	5.0	78.3	
29	土 生 町 163 号 線	土生町392-22 土生町392-21	先 先	5.0	96.2	
30	土 生 町 164 号 線	土生町392-15 土生町392-12	先 先	5.0	15.0	
31	南 町 29 号 線	南町1612-11 南町1612-4	先 先	4.7	53.5	
32	流 木 町 6 号 線	流木町401-1 流木町1609-2	先 先	4.4~5.9	128.7	
33	流 木 町 44 号 線	流木町97-20 流木町97-17	先 先	4.7	36.9	
34	岸 城 町 27 号 線	岸城町1761-1 岸城町1761-7	先 先	4.7	32.2	
35	堺 町 5 号 線	堺町47-3 堺町47-12	先 先	4.7	24.9	
36	岡 山 町 86 号 線	岡山町1175-8 岡山町1174	先 先	4.7	71.2	
37	磯 上 町 92 号 線	磯上町六丁目755-15 磯上町六丁目755-9	先 先	4.7	28.7	
38	磯 上 町 93 号 線	磯上町六丁目755-14 磯上町六丁目755-12	先 先	4.7	15.0	
39	東 大 路 町 24 号 線	東大路町1029-9 東大路町1029-8	先 先	4.7	31.2	
40	吉 井 町 20 号 線	吉井町三丁目463-1 吉井町三丁目463-2	先 先	4.7	88.6	
41	春 木 本 町 5 号 線	春木本町95-13 春木本町95-8	先 先	4.7	39.0	
42	八 阪 町 23 号 線	八阪町三丁目1069-7 八阪町三丁目1069-5	先 先	5.3	24.1	

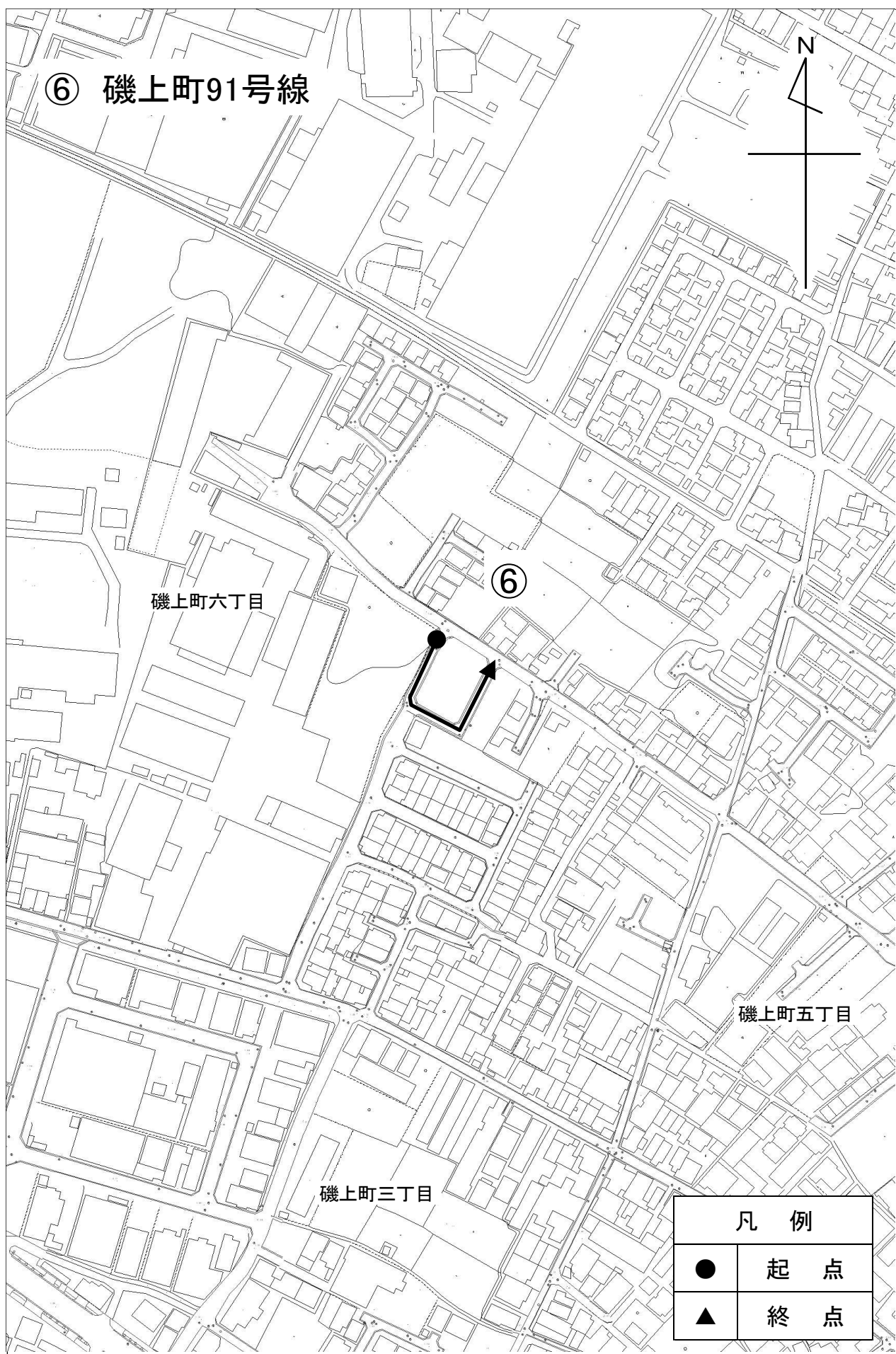




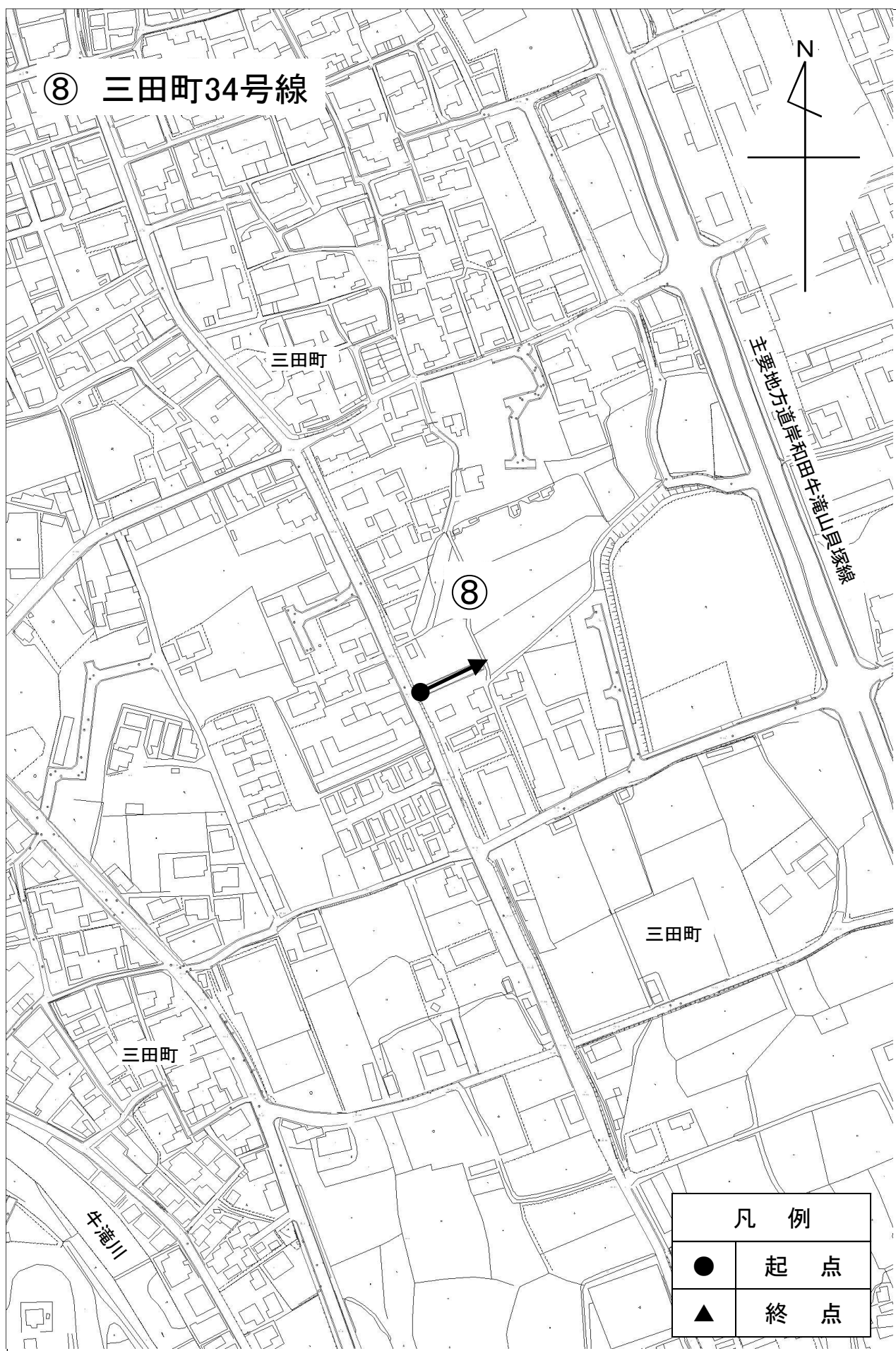


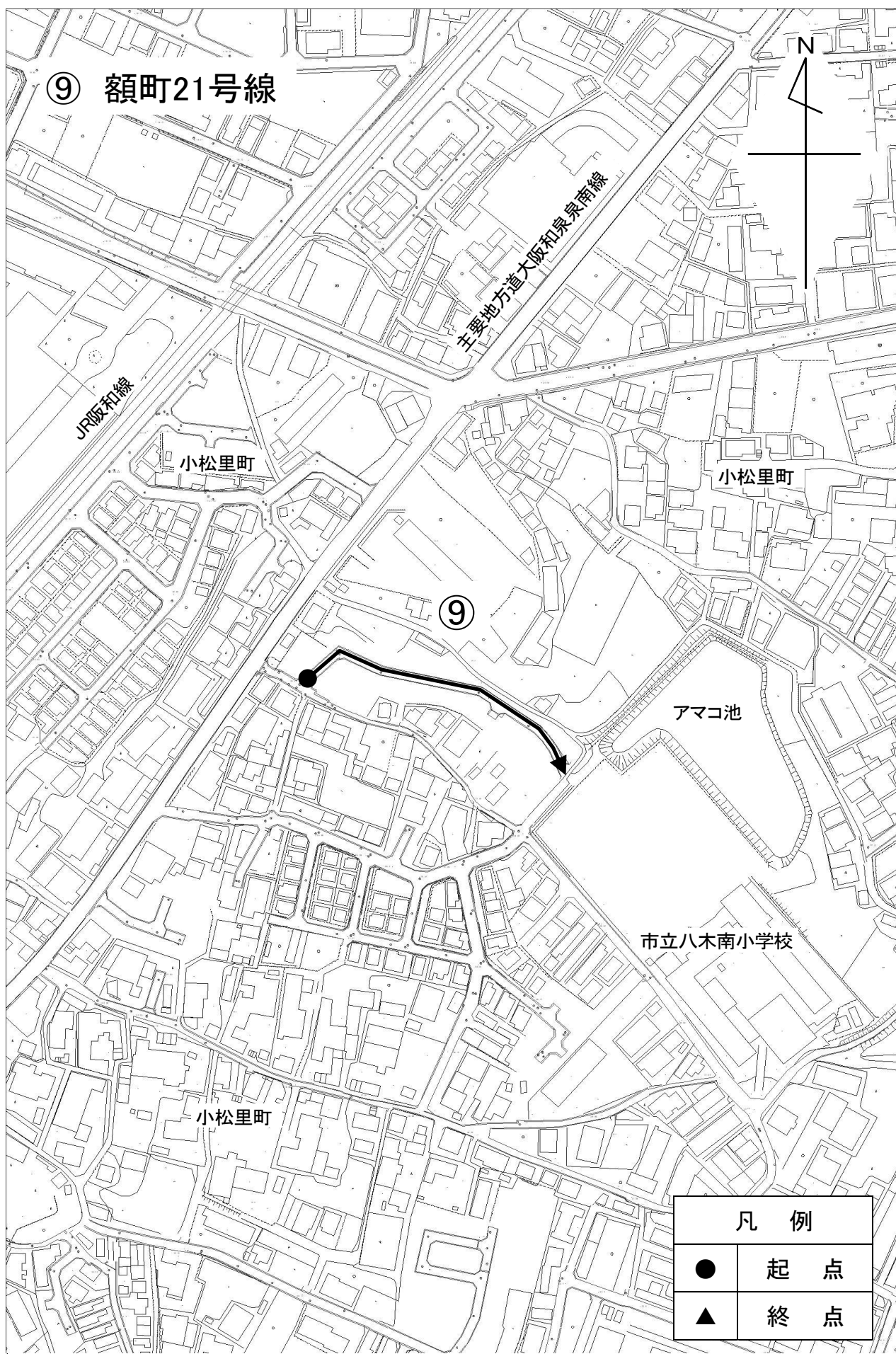


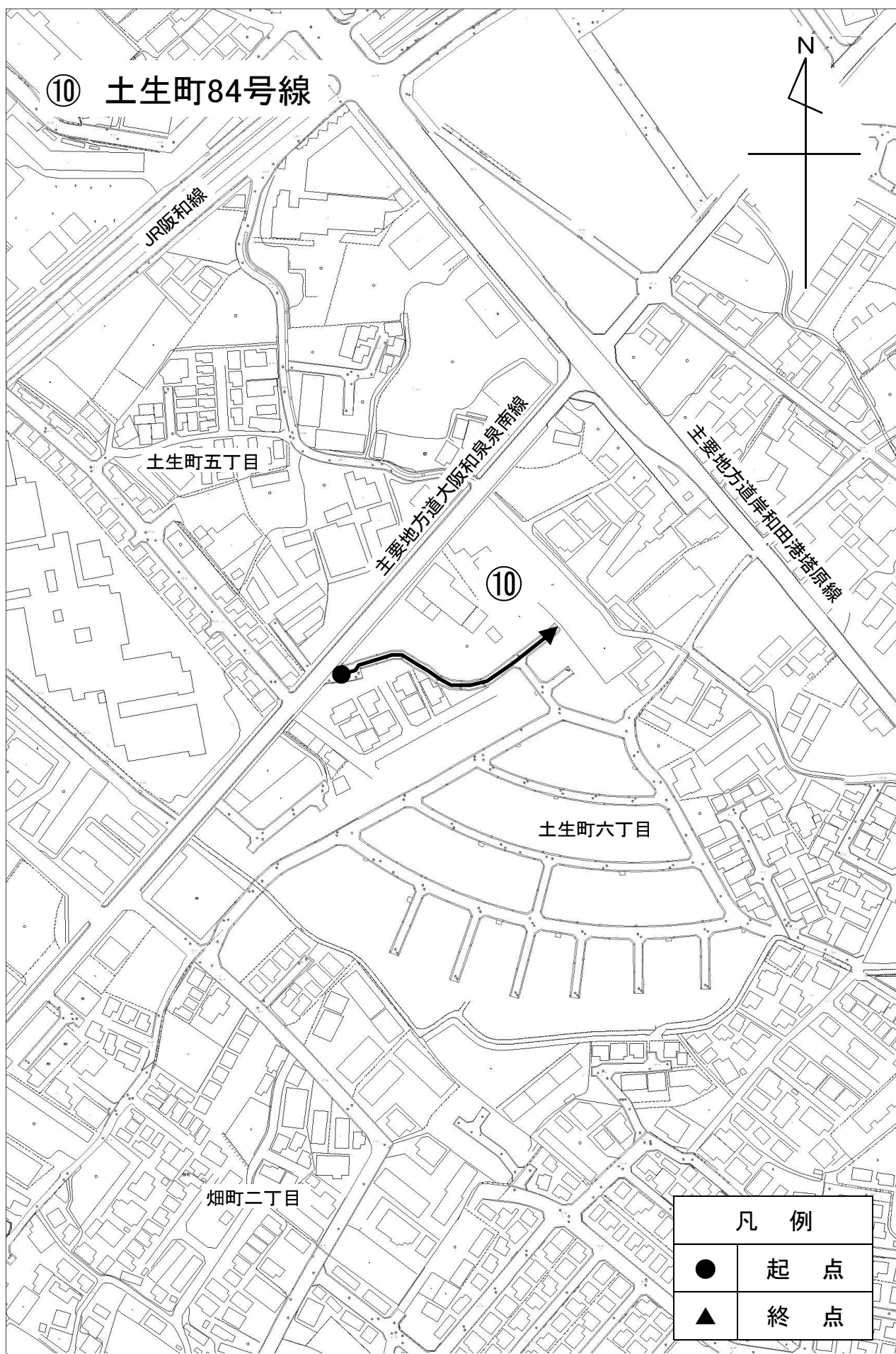


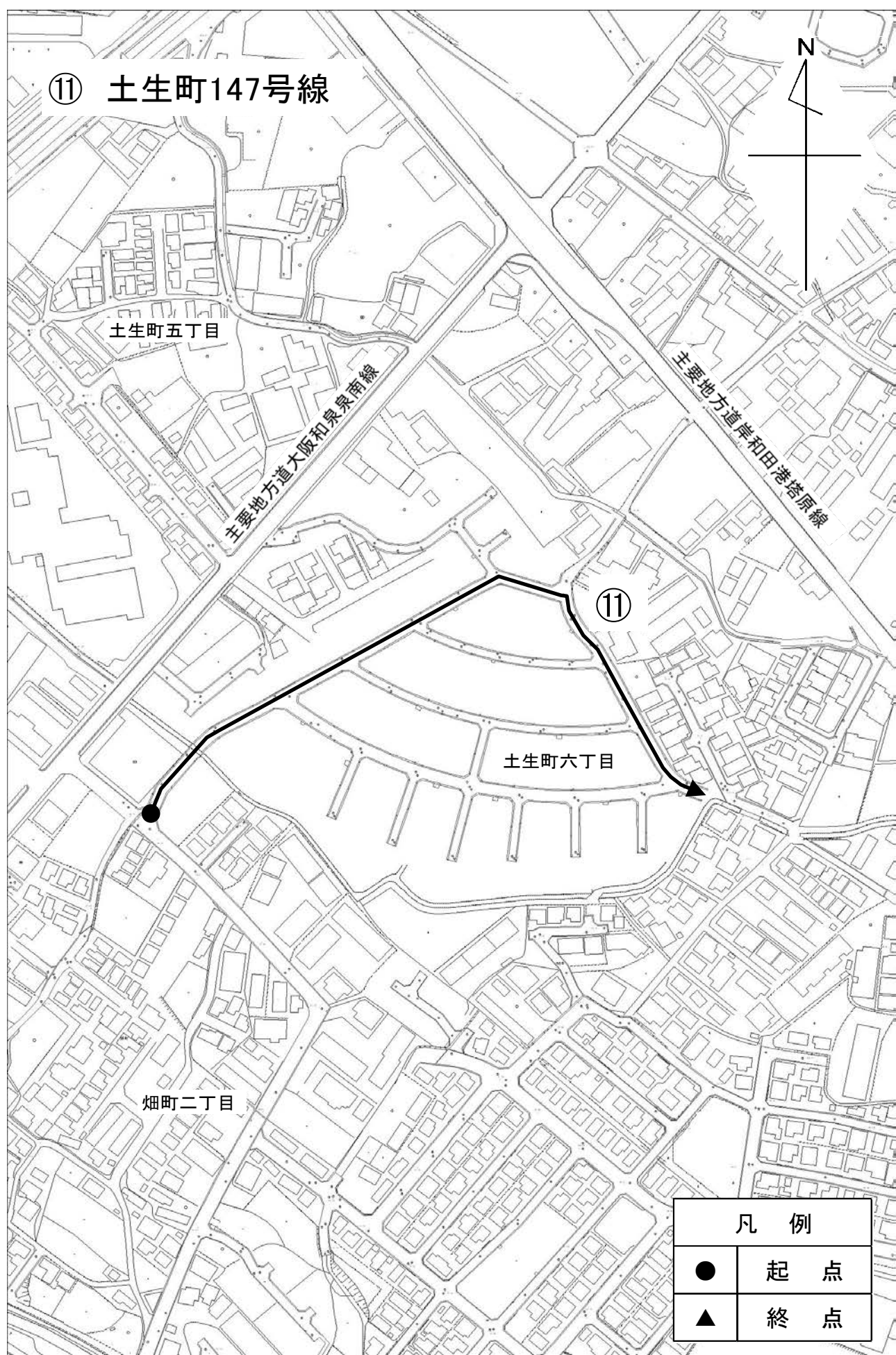


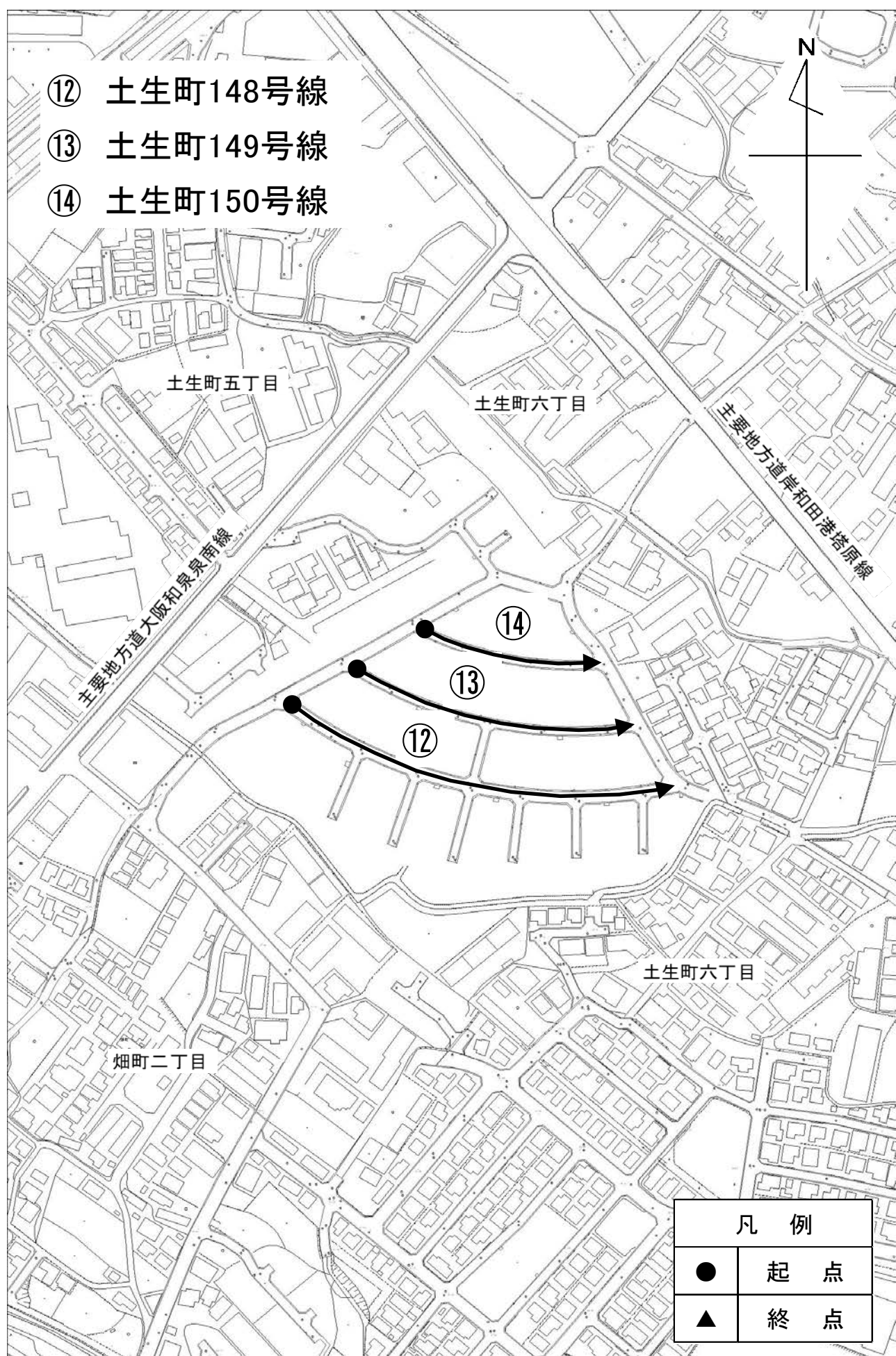


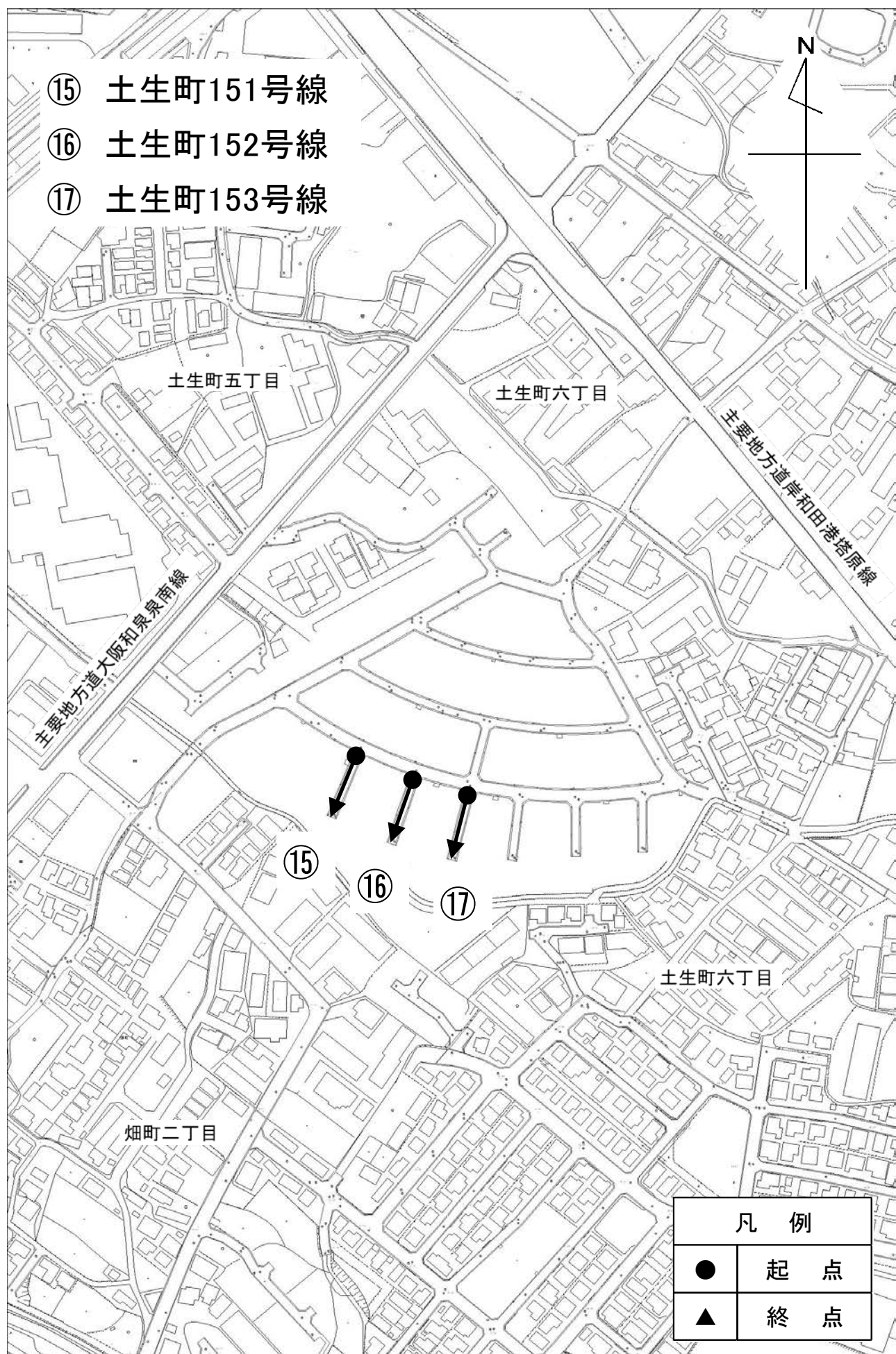


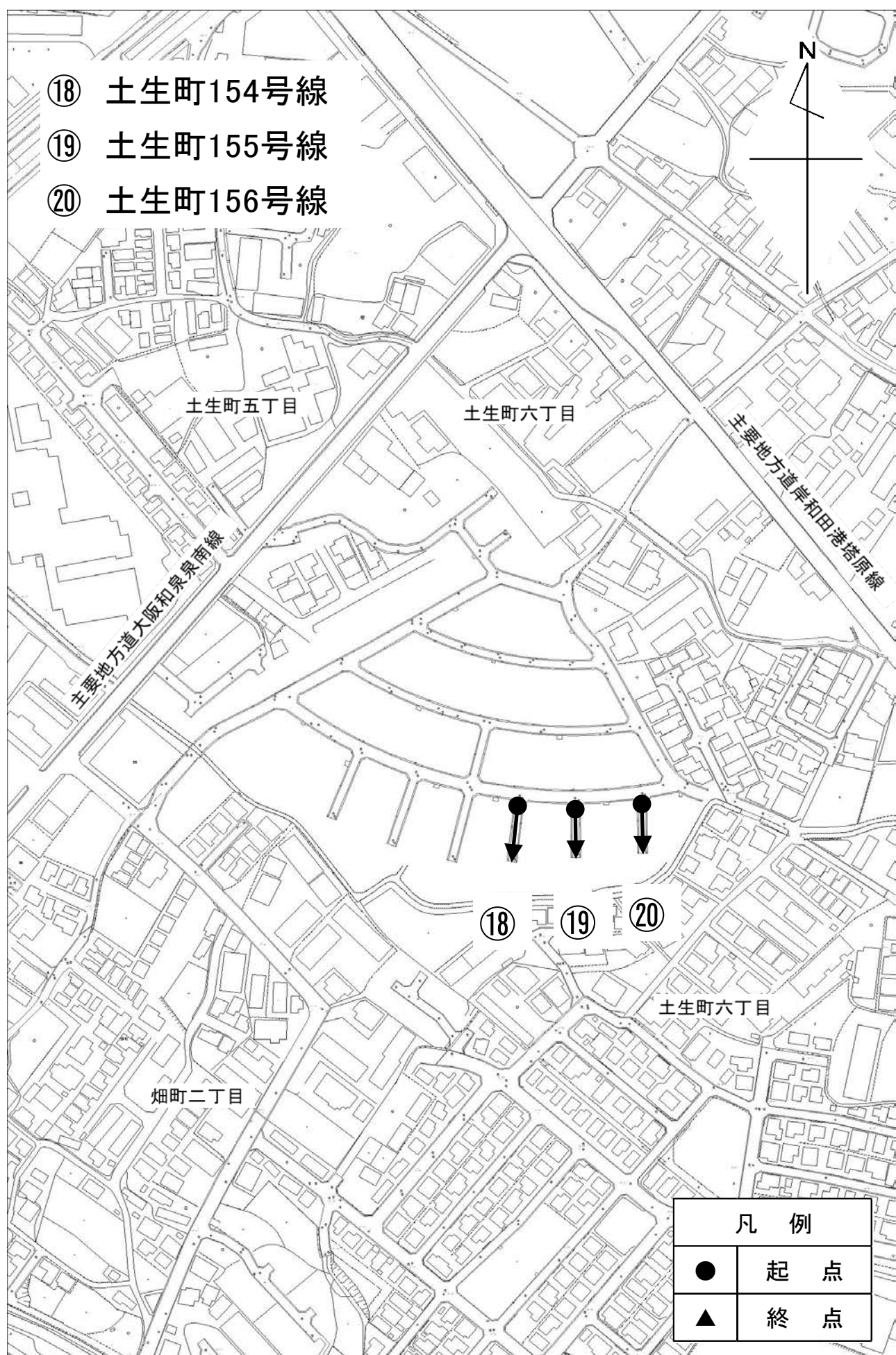


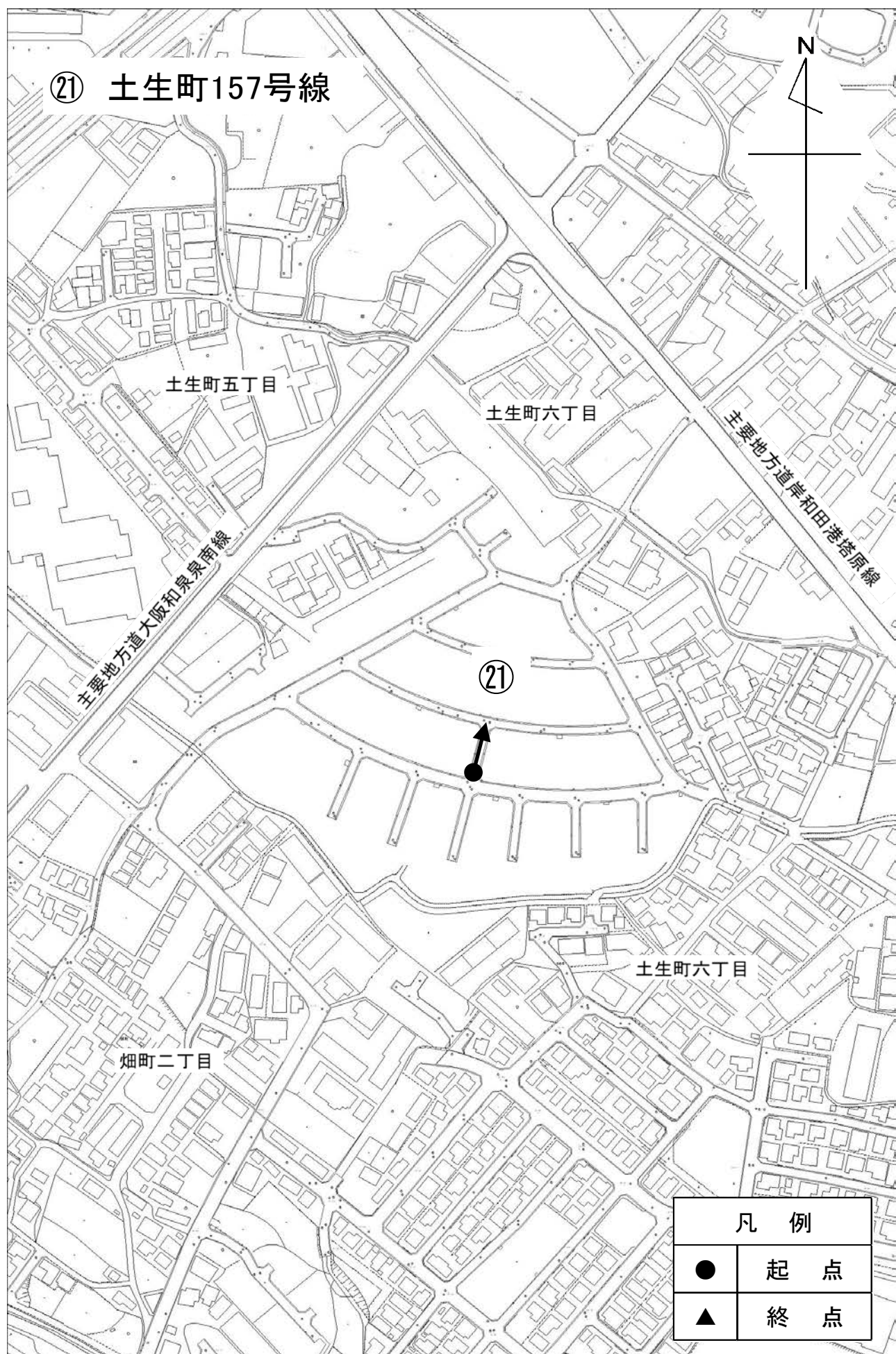


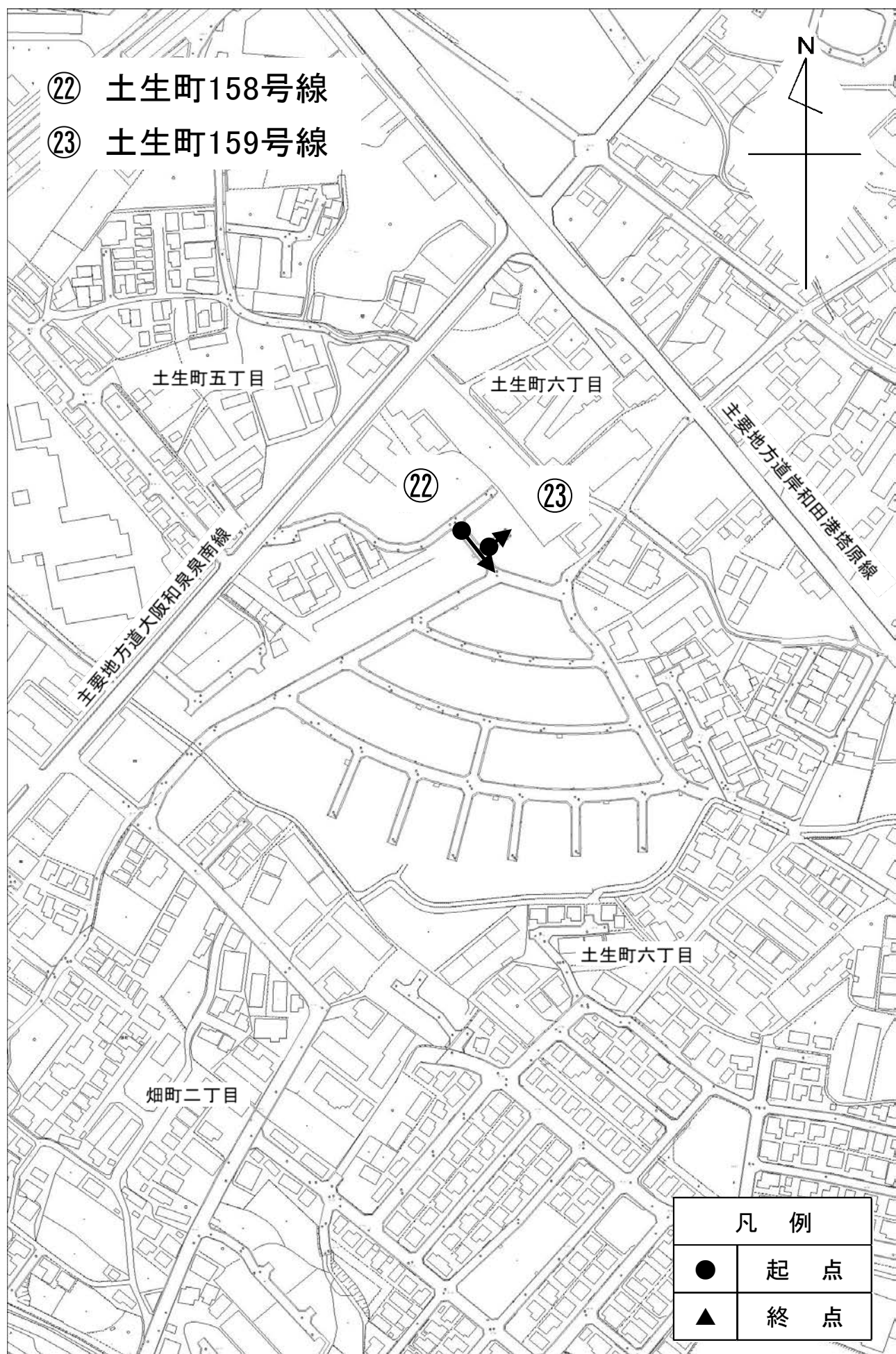


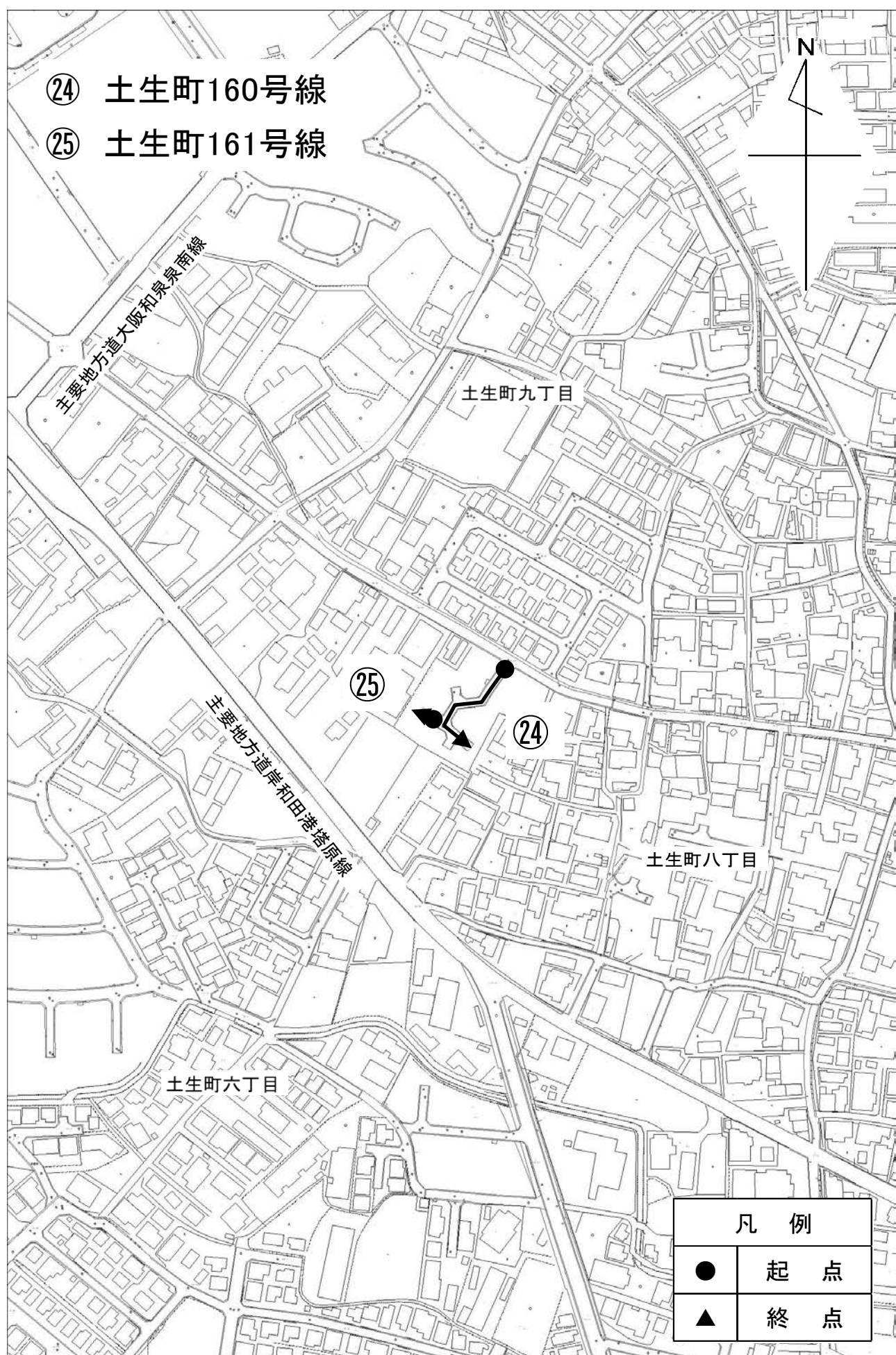












(26) 荒木町47号線

荒木町二丁目

荒木町一丁目

府道春木大町線

(26)

中央公園スポーツ広場

荒木町一丁目

西之内町

国道26号

凡 例	
●	起 点
▲	終 点

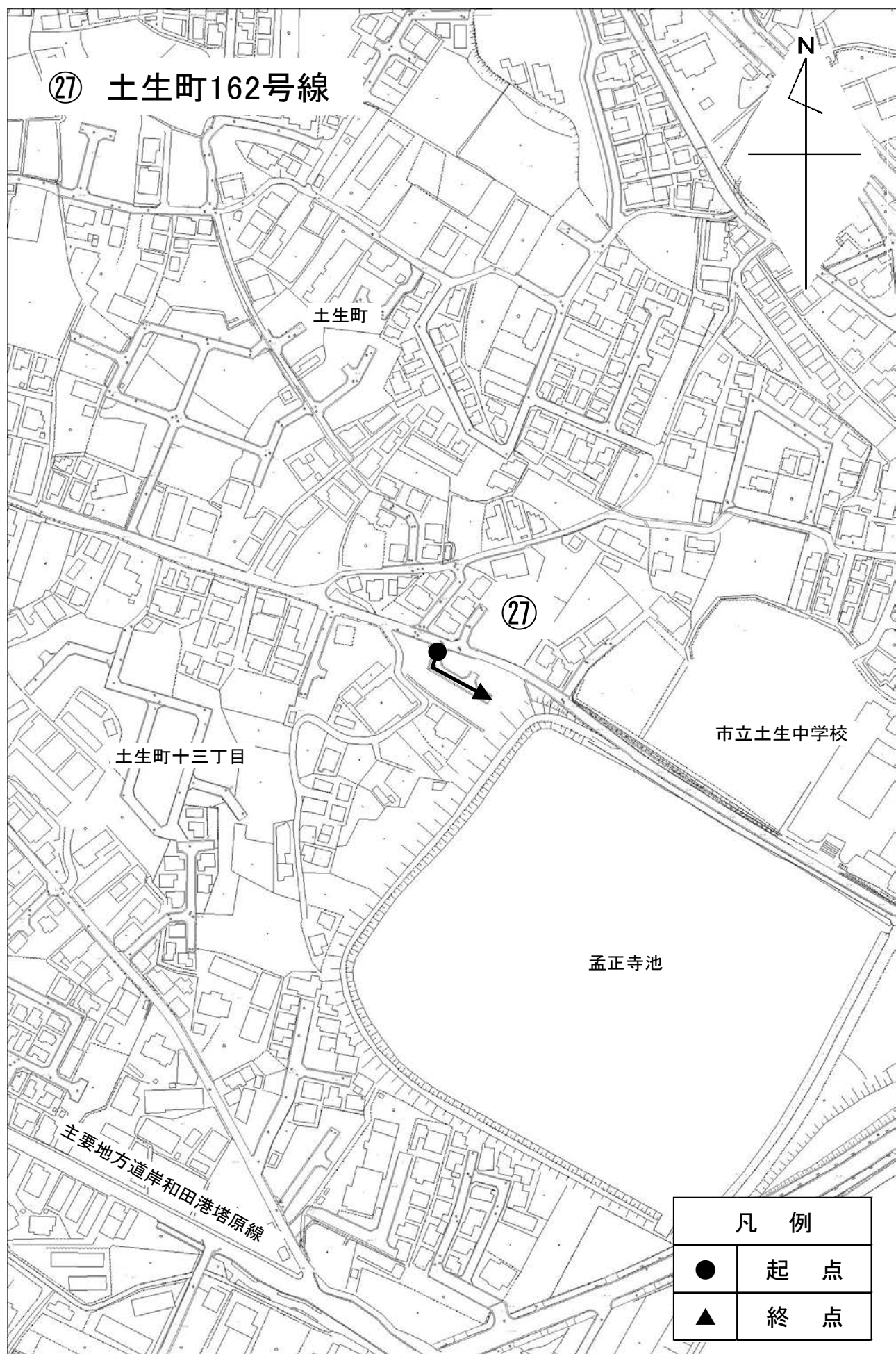
府道春木大町線

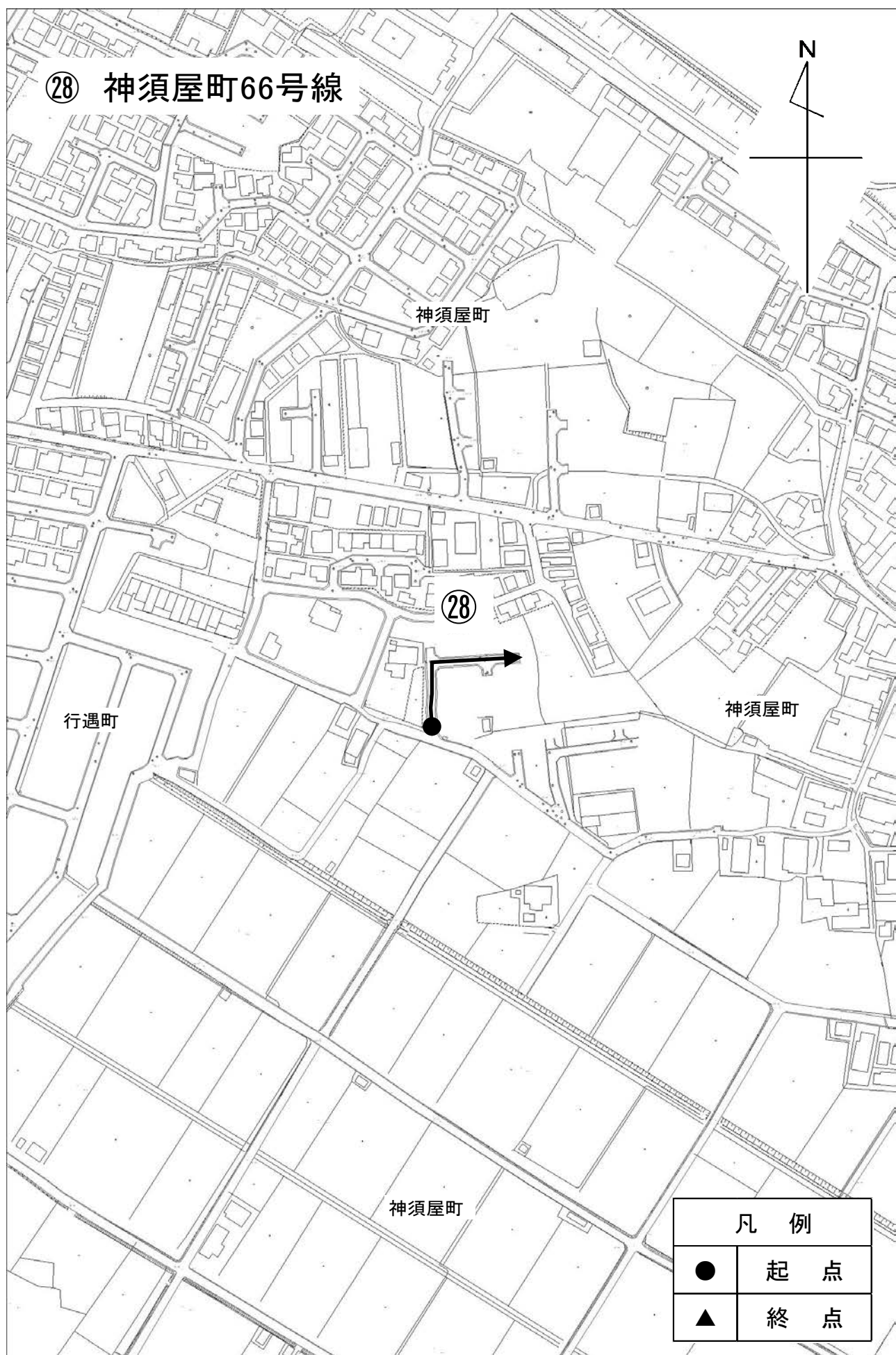
26

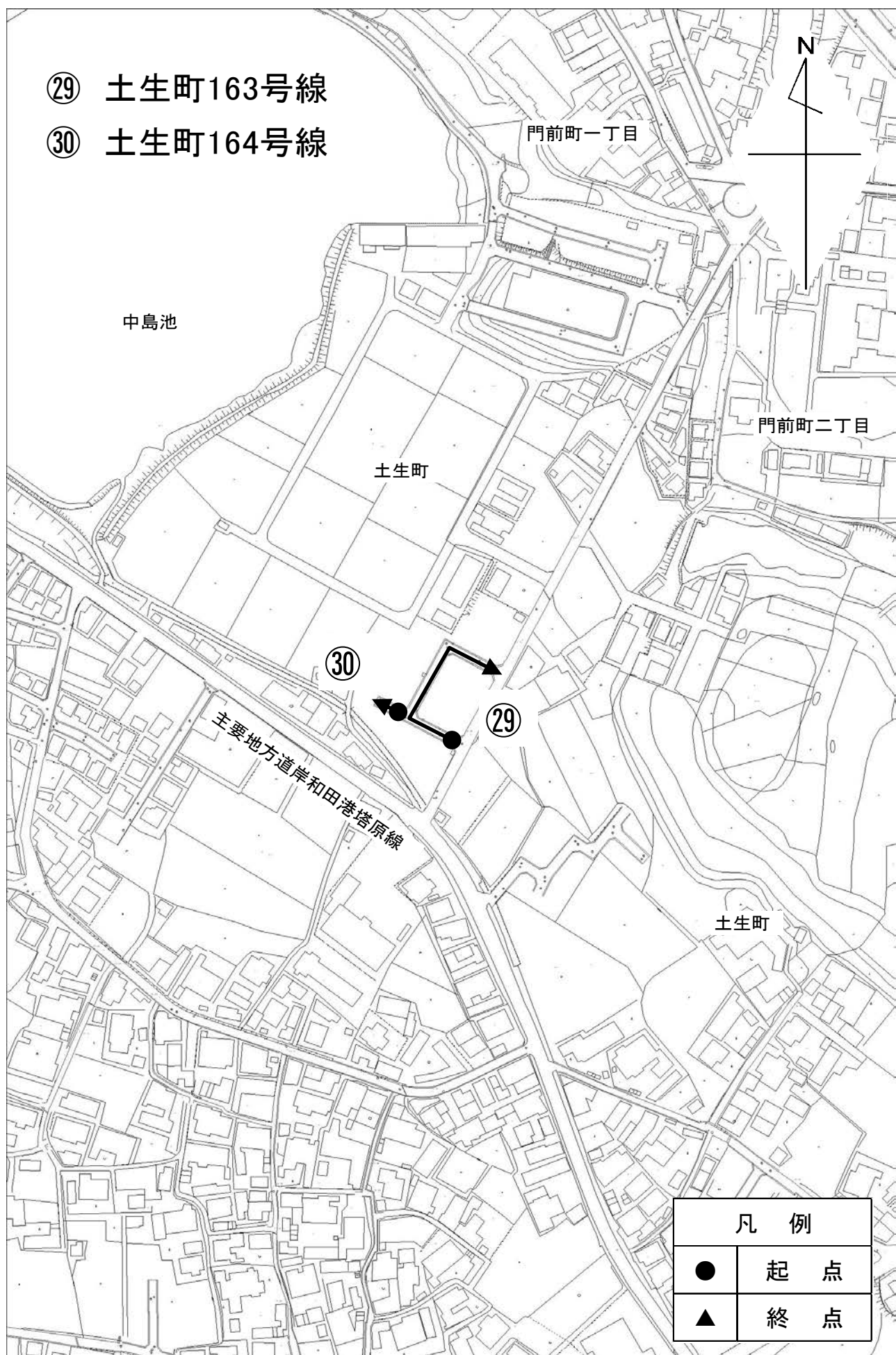
国道26号

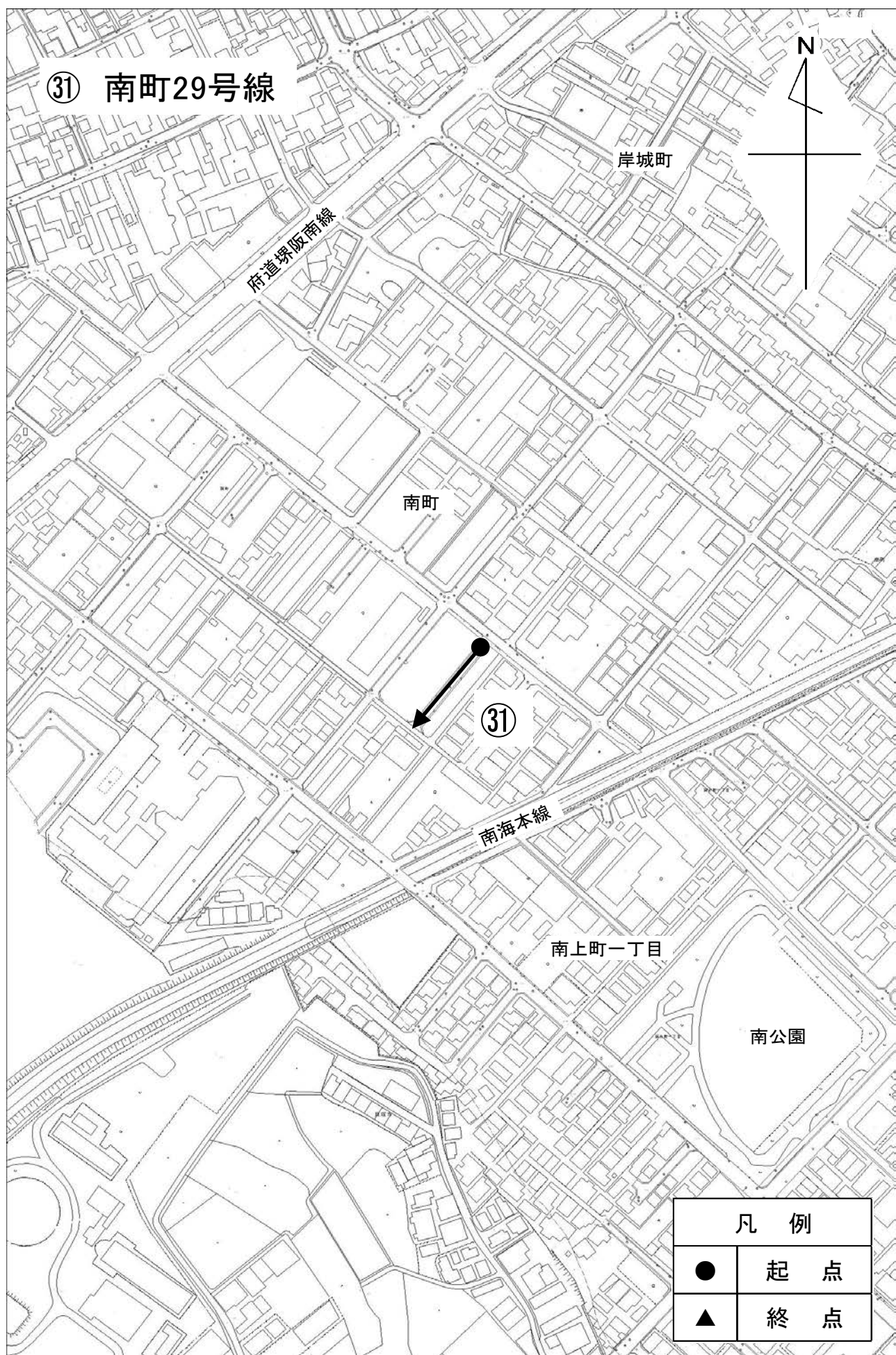
凡 例

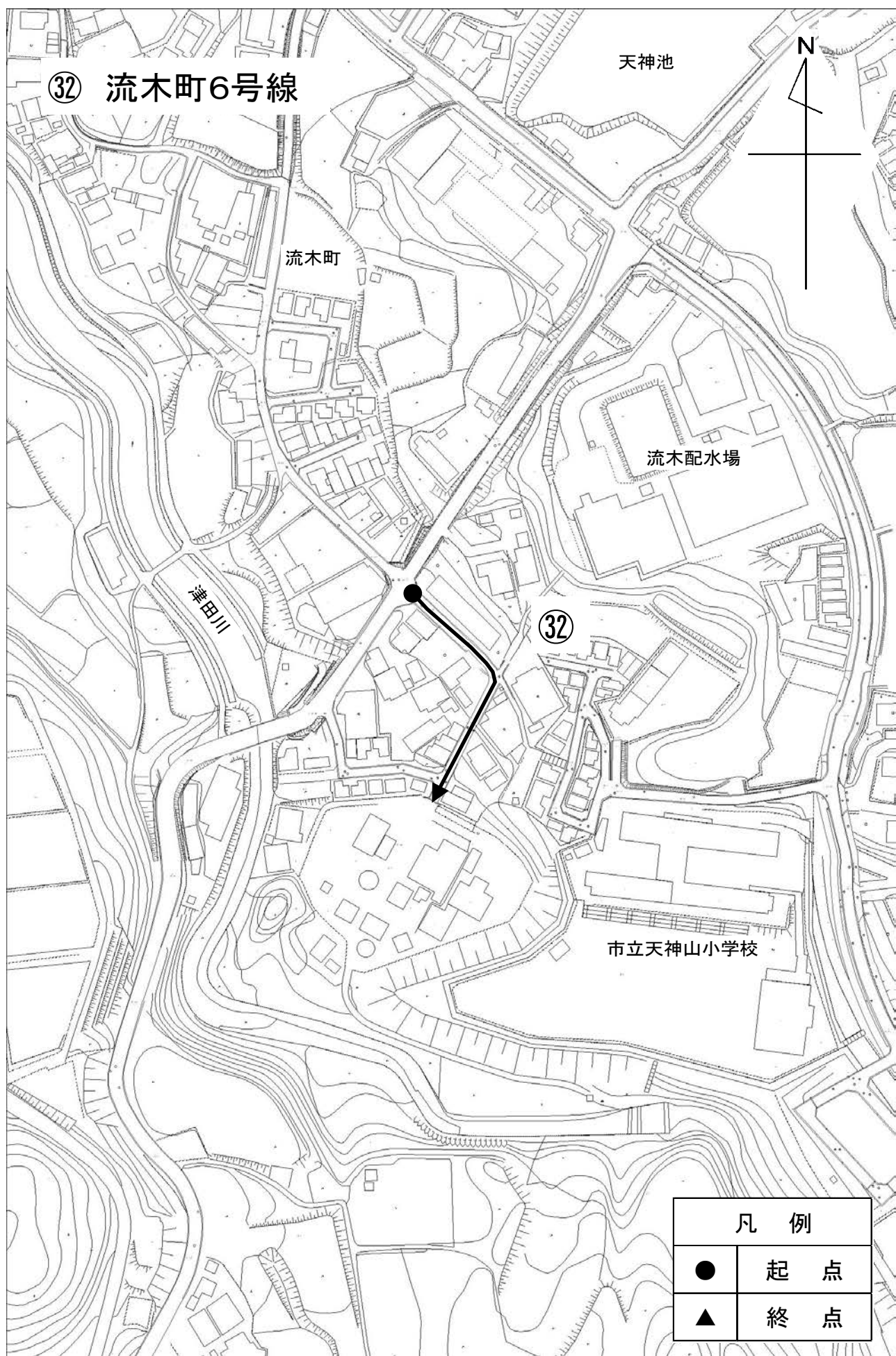
●

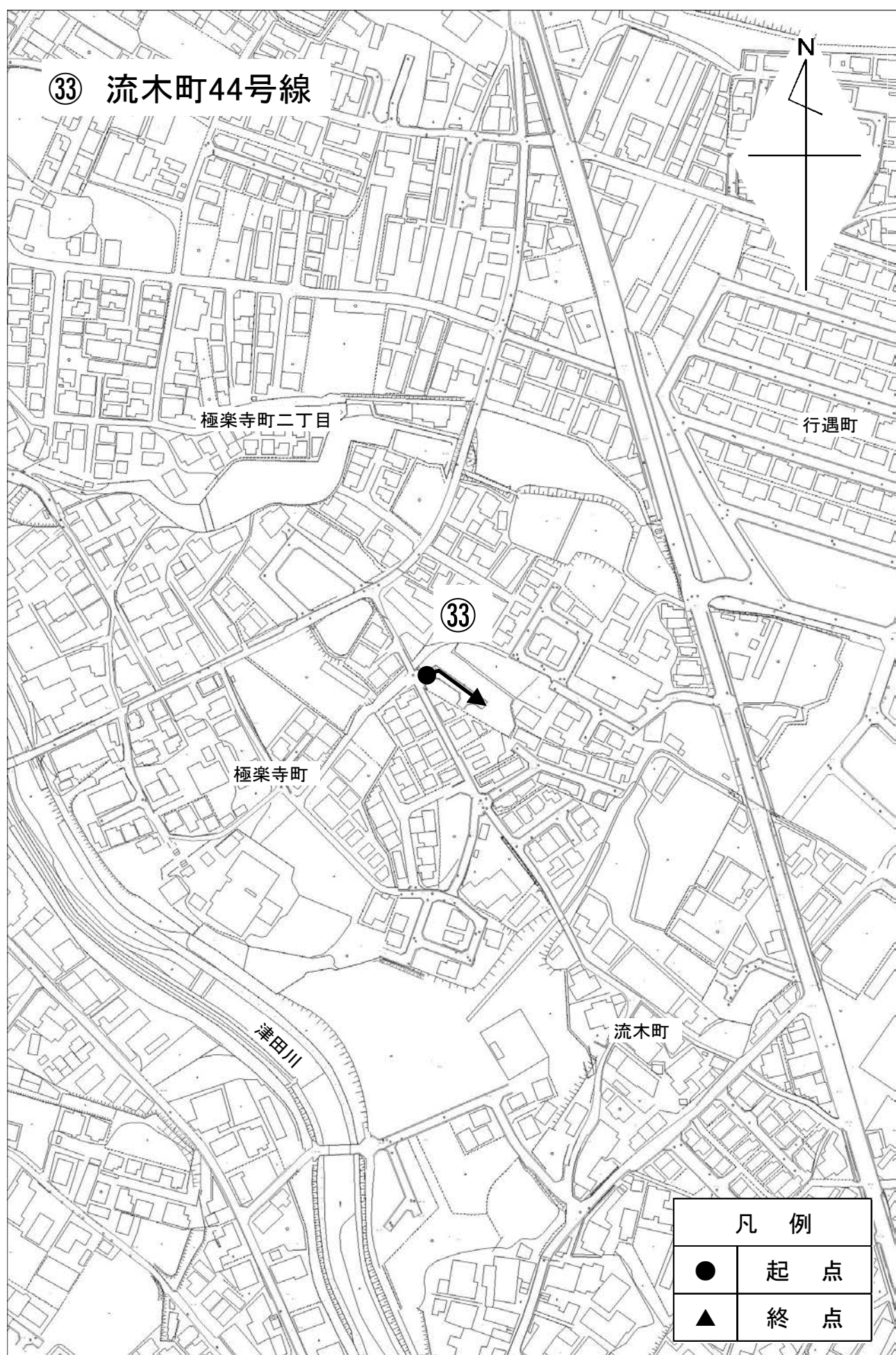




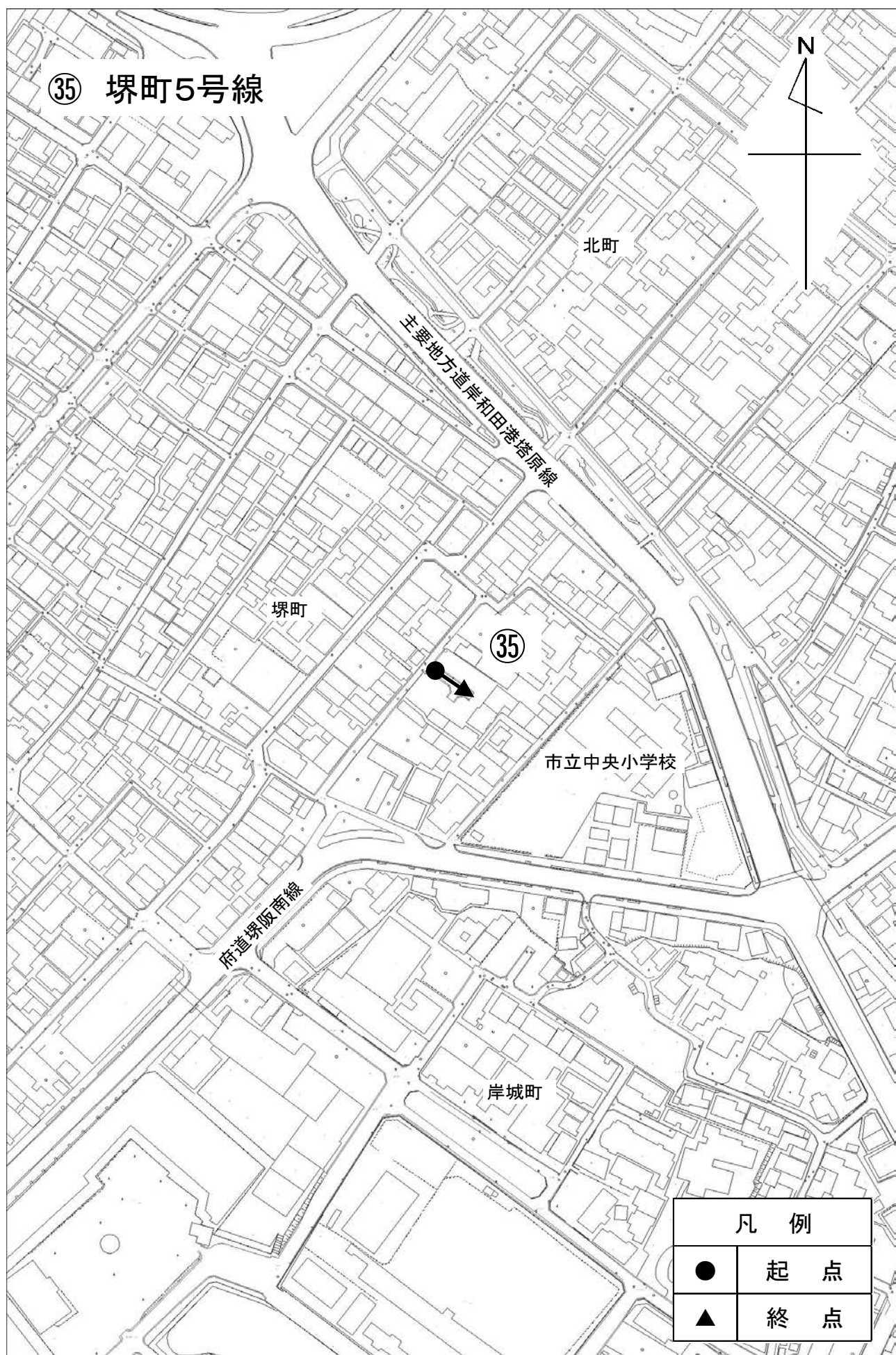


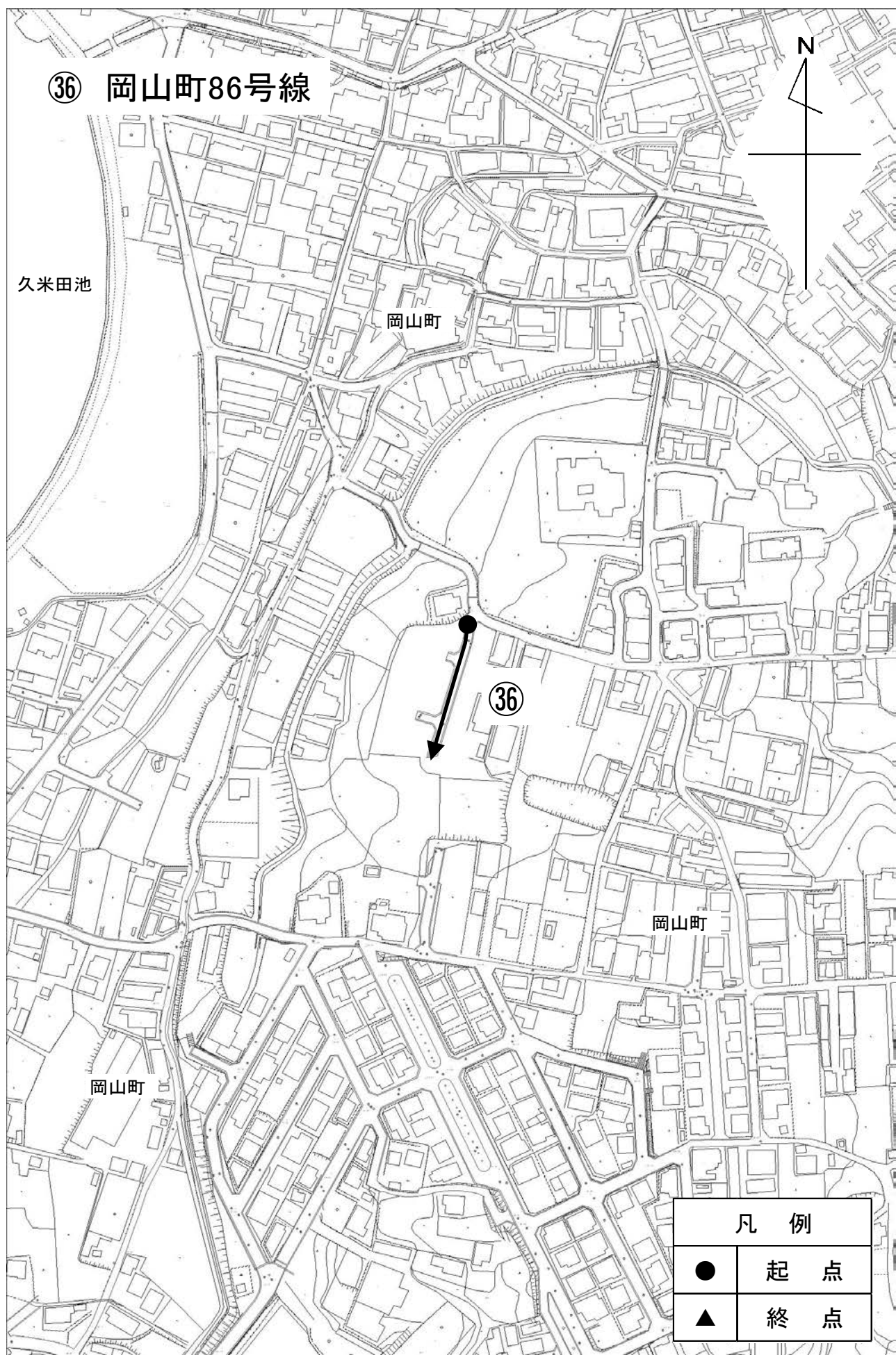


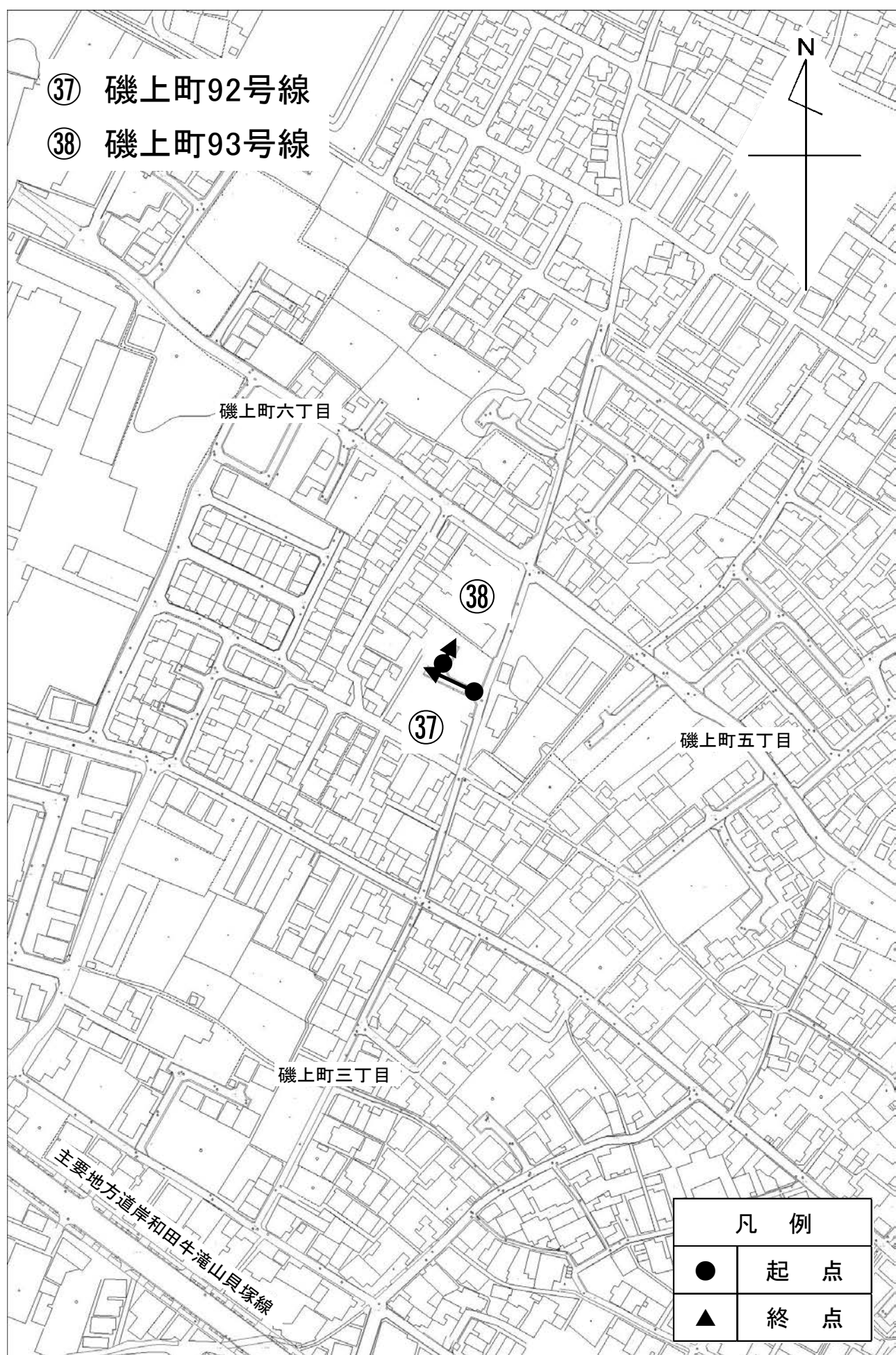


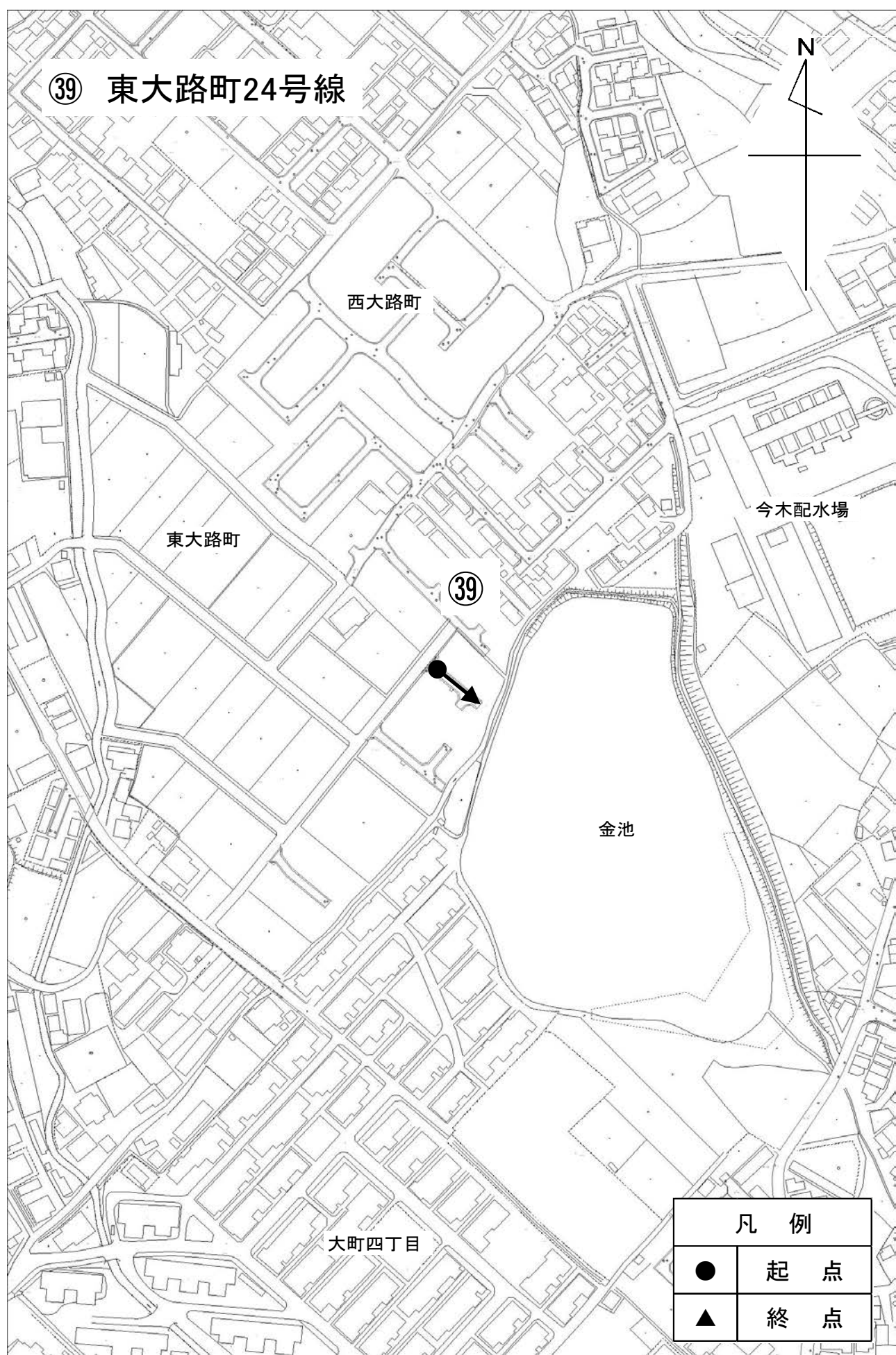














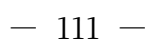


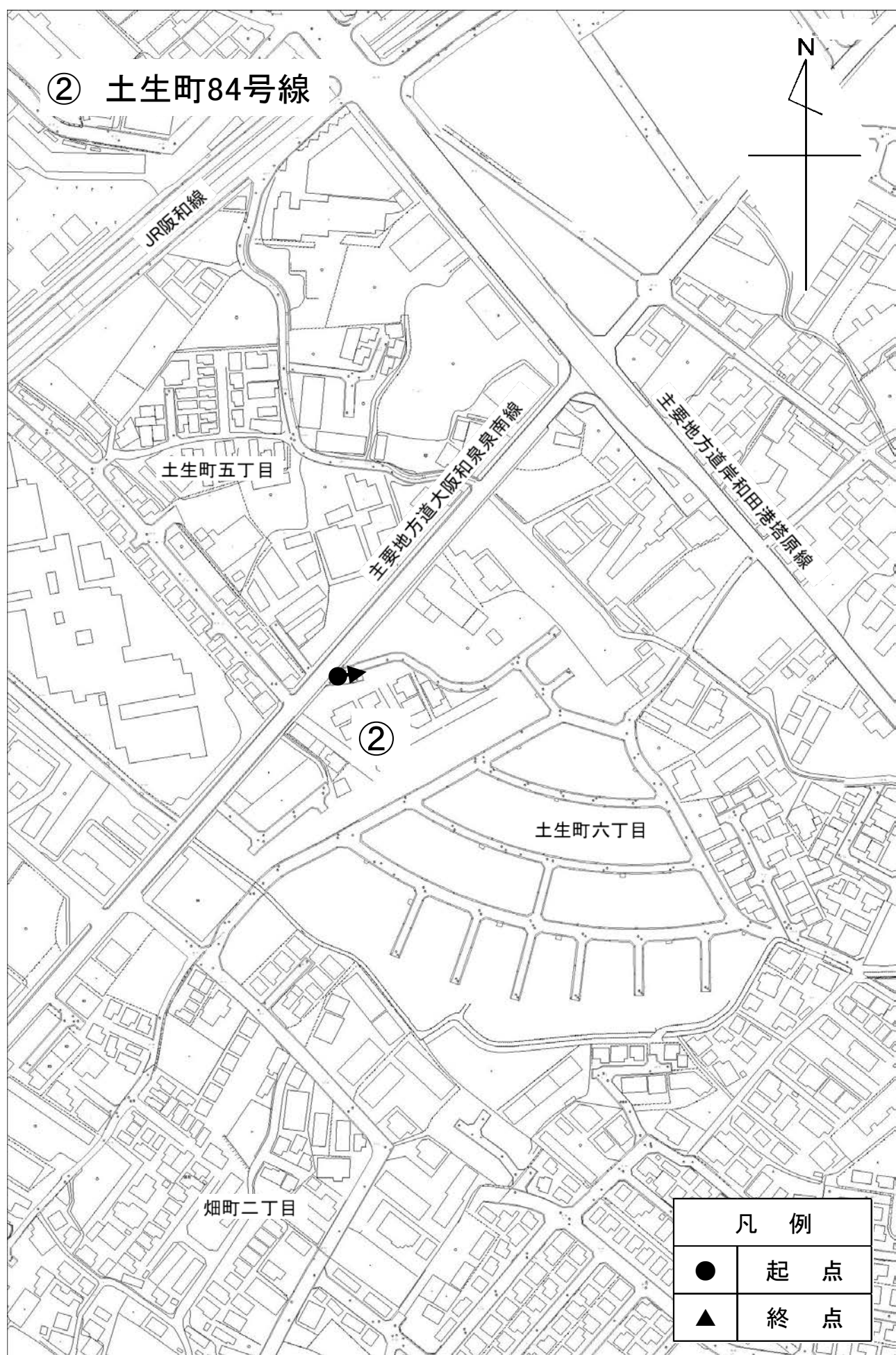


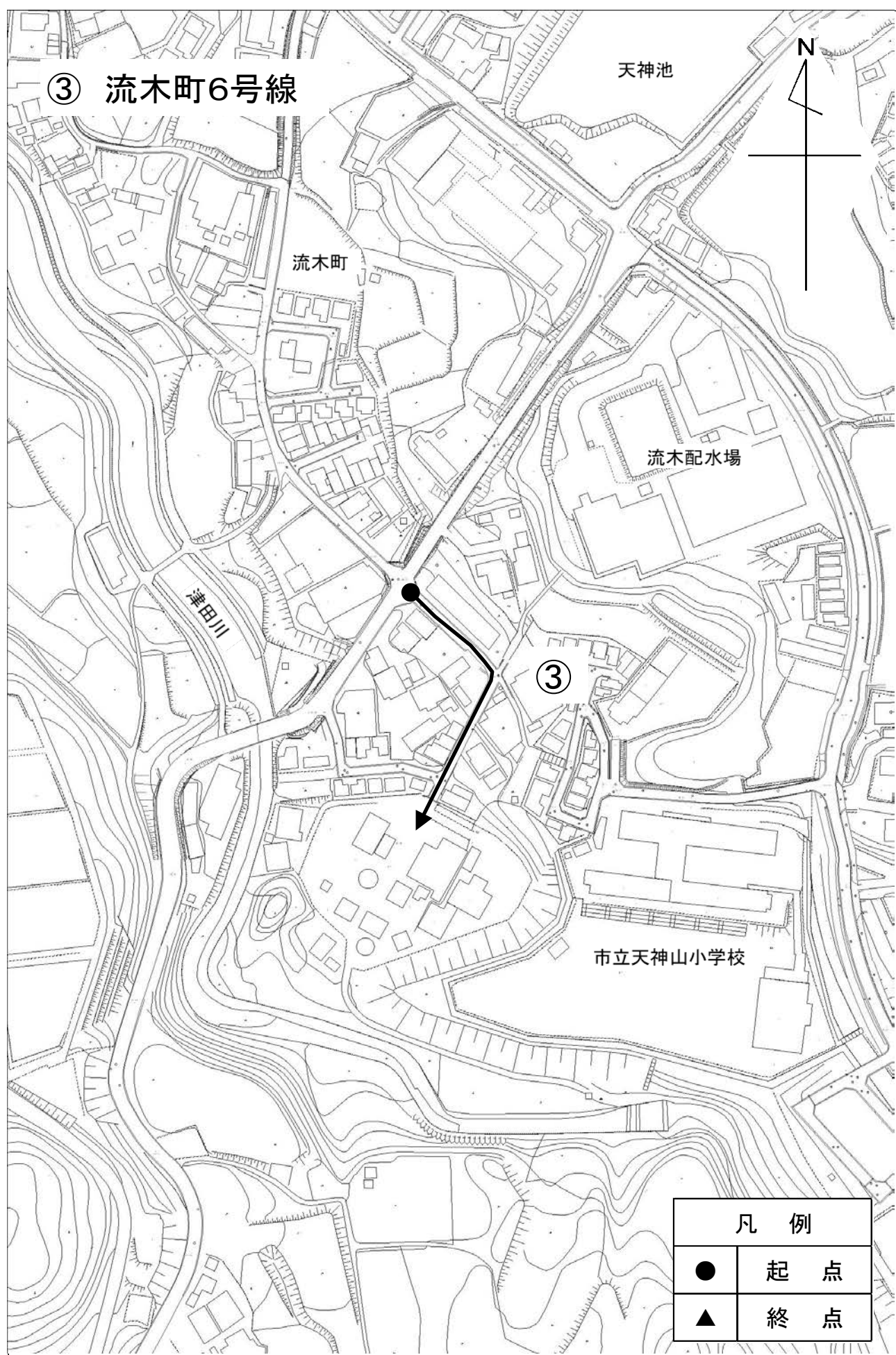
市道路線廃止区域調書

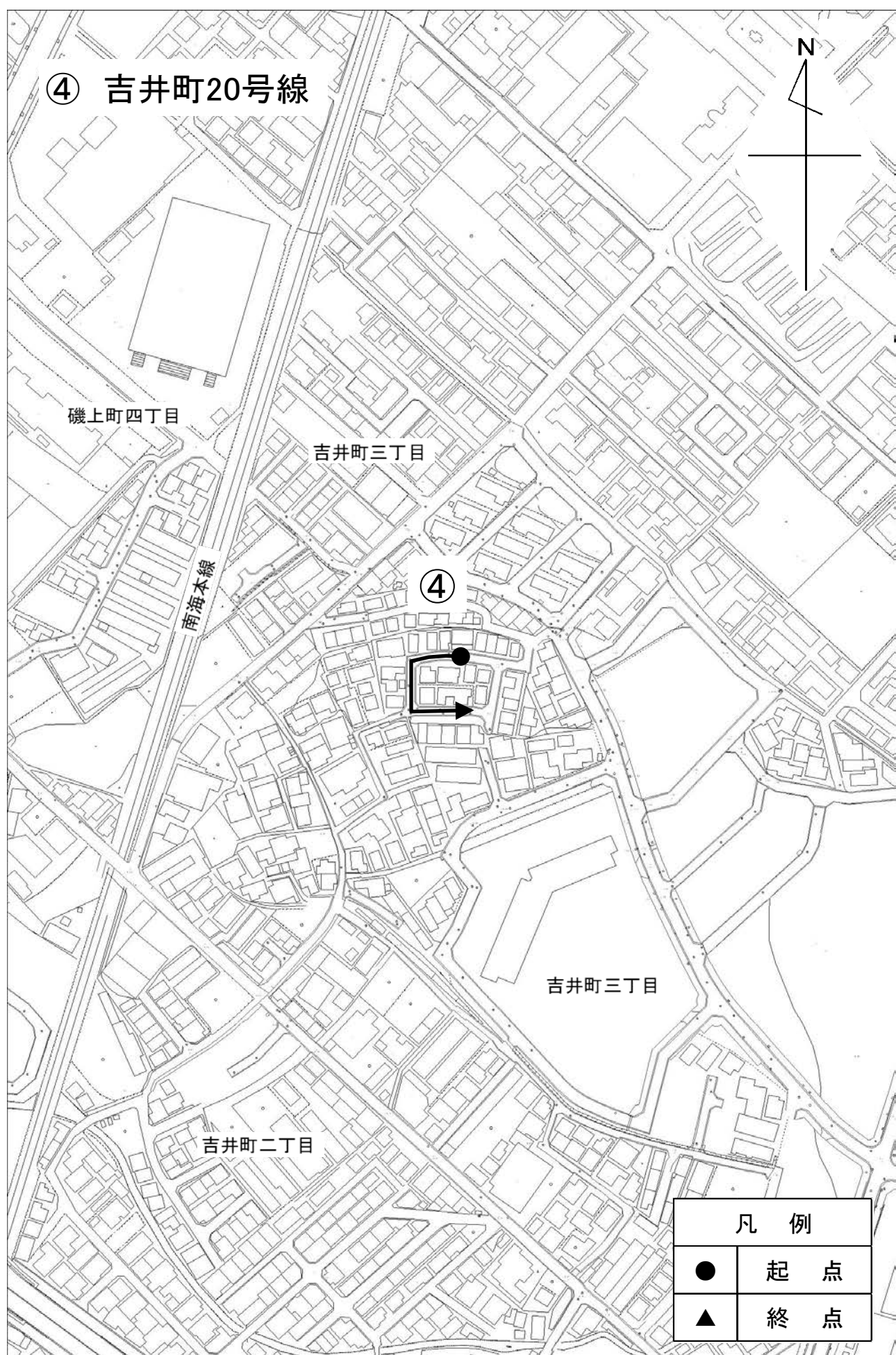
(参考資料)

整理 番号	路 線 名	区 間	から まで	敷 地		備 考
				幅員(m)	延長(m)	
1	三 田 町 34 号 線	三田町652- 6 三田町652- 9	先 先	4. 7	27. 5	
2	土 生 町 84 号 線	土生町1769- 5 土生町1769- 8	先 先	4. 7	15. 9	
3	流 木 町 6 号 線	流木町401- 1 流木町1609-10	先 先	4. 0～15. 0	145. 2	
4	吉 井 町 20 号 線	吉井町463- 1 吉井町463- 2	先 先	4. 7	84. 7	









議案第12号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園を設置すべき区域を次のとおり定めるため、都市公園法第33条第5項の規定により議会の議決を求める。

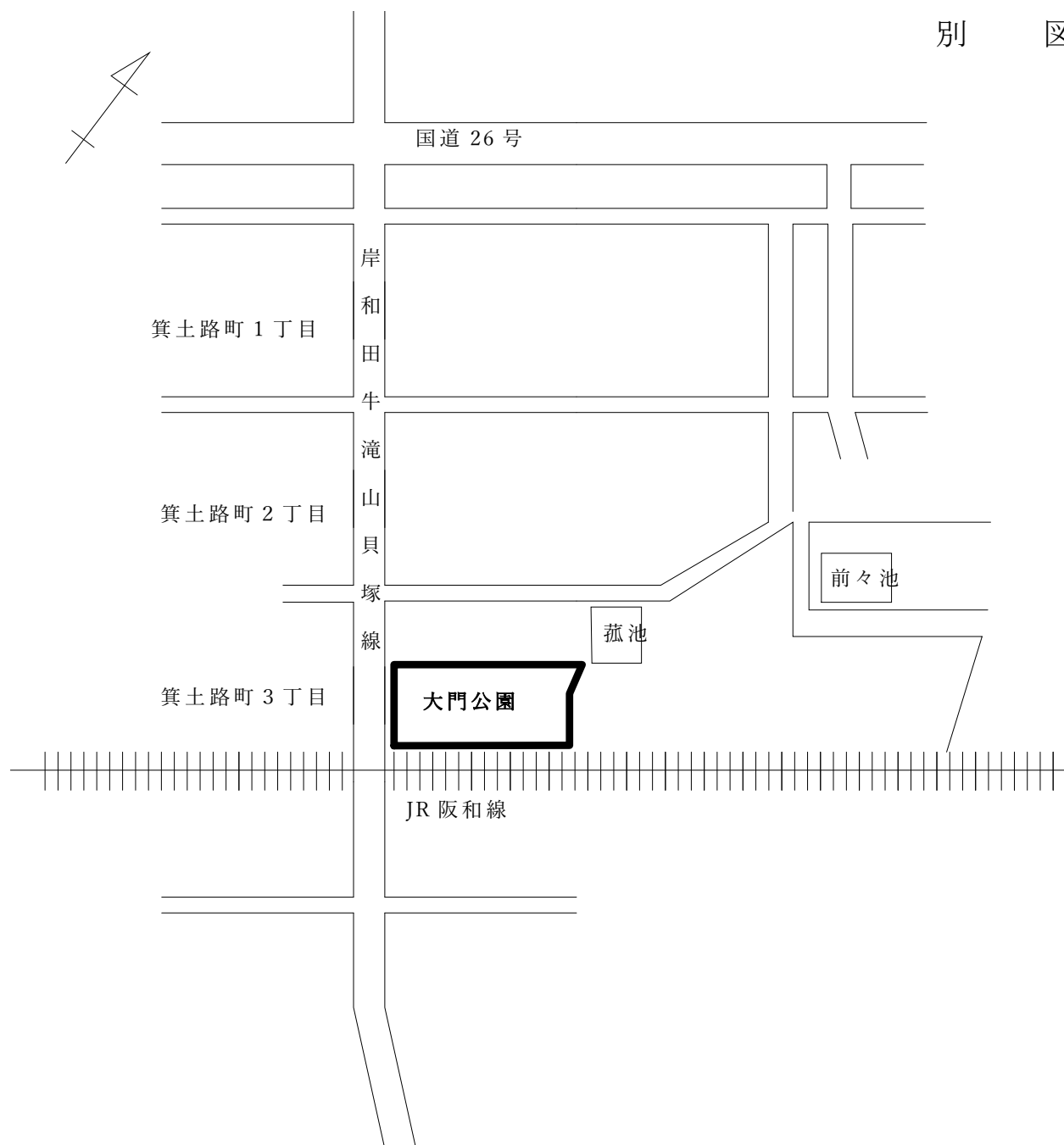
令和5年2月21日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- | | | |
|---|---------|------------------------------|
| 1 | 都市公園の名称 | 大門公園 |
| 2 | 都市公園の区域 | 岸和田市箕土路町三丁目313番外
(別図のとおり) |
| 3 | 都市公園の種別 | 近隣公園 |
| 4 | 都市公園の面積 | 約2.00ヘクタール |

別 図



凡例  都市公園を設置すべき区域

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	14,182,000	246,768	14,428,768
15 国庫支出金	23,394,273	550,483	23,944,756
16 府支出金	6,719,786	113,911	6,833,697
18 寄附金	1,183,644	218	1,183,862
19 繰入金	2,275,244	11,000	2,286,244
20 繰越金	476,191	560,873	1,037,064
21 諸収入	1,631,925	70,000	1,701,925
22 市債	5,180,500	597,700	5,778,200
歳入合計	87,130,629	2,150,953	89,281,582

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
01 議会費	421,606	△4,016	417,590
02 総務費	7,747,193	337,521	8,084,714
03 民生費	43,035,965	355,136	43,391,101
04 衛生費	7,804,146	171,515	7,975,661
06 農林水産業費	978,079	△2,410	975,669
07 商工費	1,647,793	4,701	1,652,494
08 土木費	6,534,329	12,392	6,546,721
09 消防費	2,007,429	19,696	2,027,125
10 教育費	8,533,671	1,057,830	9,591,501
13 諸支出金	920,431	198,588	1,119,019
歳 出 合 計	87,130,629	2,150,953	89,281,582

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	△4,016
0	0	0	0	337,521
169,713	84,856	0	118	100,449
117,420	29,055	0	0	25,040
0	0	0	0	△2,410
0	0	0	0	4,701
0	0	0	8,000	4,392
0	0	0	0	19,696
263,350	0	597,700	100	196,680
0	0	0	3,000	195,588
550,483	113,911	597,700	11,218	877,641

2 歳 入

(款) 11 地方交付税 (項) 01 地方交付税

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税	14,182,000	246,768	14,428,768
01 地方交付税	14,182,000	246,768	14,428,768
01 地方交付税	14,182,000	246,768	14,428,768

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
01 地方交付税	246,768	普通交付税	63,209 (財政課)
		特別交付税	183,559 (財政課)

(款) 15 国庫支出金 (項) 01 国庫負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	23,394,273	550,483	23,944,756
01 国庫負担金	16,656,187	169,713	16,825,900
01 民生費国庫負担金	15,849,458	169,713	16,019,171
02 国庫補助金	6,692,714	380,770	7,073,484
03 衛生費国庫補助金	575,619	117,420	693,039
06 教育費国庫補助金	233,098	263,350	496,448

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 社会福祉費負担金	169,713	自立支援・介護給付費等事業費負担金 169,713 (障害者支援課)
01 保健衛生費補助金	117,420	出産・子育て応援交付金支給事業費補助金 117,420 (健康推進課)
02 小学校費補助金	141,225	小学校大規模改造事業費補助金 125,700 (学校管理課) 小学校管理事業費補助金 15,525 (学校管理課)
03 中学校費補助金	122,125	中学校大規模改造事業費補助金 114,700 (学校管理課) 中学校管理事業費補助金 7,425 (学校管理課)

(款) 16 府支出金 (項) 01 府負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	6,719,786	113,911	6,833,697
01 府負担金	4,752,457	84,856	4,837,313
01 民生費府負担金	4,601,492	84,856	4,686,348
02 府補助金	1,557,399	29,055	1,586,454
03 衛生費府補助金	16,875	29,055	45,930

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 社会福祉費負担金	84,856	自立支援・介護給付費等事業費負担金	84,856 (障害者支援課)
01 保健衛生費補助金	29,055	出産・子育て応援交付金支給事業費補助金	29,055 (健康推進課)

(款) 18 寄附金 (項) 01 寄附金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金	1,183,644	218	1,183,862
01 寄附金	1,183,644	218	1,183,862
03 指定寄附金	3,544	218	3,762

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
01 指定寄附金	218	児童福祉費々途指定寄附金	100 (子育て支援課)
		教育総務費々途指定寄附金	100 (教育総務部総務課)
		社会福祉費々途指定寄附金	18 (福祉政策課)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	2, 275, 244	11, 000	2, 286, 244
01 基金繰入金	2, 094, 484	11, 000	2, 105, 484
04 公園墓地整備事業基金繰入金	74, 041	3, 000	77, 041
09 岸和田市歴史的町並み保全基金繰入金	1, 021	8, 000	9, 021

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 公園墓地整備事業基金繰入金	3,000	公園墓地整備事業基金繰入金	3,000 (水とみどり課)
01 岸和田市歴史の町並み保全基金繰入金	8,000	岸和田市歴史の町並み保全基金繰入金	8,000 (都市計画課)

(款) 20 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金	476, 191	560, 873	1, 037, 064
01 繰越金	476, 191	560, 873	1, 037, 064
01 繰越金	476, 191	560, 873	1, 037, 064

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 繰越金	560,873	前年度繰越金 560,873 (財政課)

(款) 21 諸収入 (項) 03 収益事業収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
21 諸収入	1,631,925	70,000	1,701,925
03 収益事業収入	675,000	70,000	745,000
01 競輪事業収入	525,000	70,000	595,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
01 競輪事業収入	70,000	競輪事業収入	70,000 (財政課)

(款) 22 市債 (項) 01 市債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	5,180,500	597,700	5,778,200
01 市債	5,180,500	597,700	5,778,200
07 教育債	611,400	597,700	1,209,100

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
08 小学校債	311,000	小学校整備事業債 311,000 (学校管理課)
09 中学校債	286,700	中学校整備事業債 286,700 (学校管理課)

3 歳 出

(款) 01 議会費 (項) 01 議会費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
01 議会費	421,606	△4,016	417,590	0	0	0	△4,016
01 議会費	421,606	△4,016	417,590	0	0	0	△4,016
01 議会費	421,606	△4,016	417,590	0	0	0	△4,016

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
02 給料	△2,400	000100	02 給料 △2,400
		職員給与費等 10 人	一般職給 △2,400
03 職員手当等	△944	(人事課)	03 職員手当等 △944
			地域手当 △144
04 共済費	△672		期末勤勉手当 △800
			04 共済費 △672
			職員共済組合等負担金 △672

(款) 02 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	7,747,193	337,521	8,084,714	0	0	0	337,521
01 総務管理費	6,338,620	337,521	6,676,141	0	0	0	337,521
01 一般管理費	2,635,215	297,266	2,932,481	0	0	0	297,266
11 文化国際費	468,487	40,255	508,742	0	0	0	40,255

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
03 職員手当等	270,226	000500	03 職員手当等 270,226
		職員給与費等 2 1 1 人	退職手当 270,226
		(人事課)	
18 負担金、補助 及び交付金	27,040	089200	18 負担金、補助及び交付金 27,040
		公営企業職員等退職手 当負担事業	負担金 27,040
		(人事課)	
12 委託料	40,255	006500	12 委託料 142
		自泉会館指定管理事業	指定管理者委託料 142
		(文化国際課)	
		098200	12 委託料 40,113
		浪切ホール及び旧港地 区立体駐車場指定管理 事業	指定管理者委託料 40,113
		(文化国際課)	

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	43,035,965	355,136	43,391,101	254,569	0	118	100,449
01 社会福祉費	15,447,464	332,296	15,779,760	254,569	0	18	77,709
01 社会福祉総務費	734,562	△7,131	727,431	0	0	18	△7,149
03 障害者総合支援費	5,991,212	339,427	6,330,639	254,569	0	0	84,858
02 児童福祉費	14,377,561	59,940	14,437,501	0	0	100	59,840
02 子ども・子育て支援費	9,269,149	54,870	9,324,019	0	0	100	54,770
08 児童発達支援センター費	233,620	5,070	238,690	0	0	0	5,070
03 生活保護費	10,899,133	△37,100	10,862,033	0	0	0	△37,100
01 生活保護総務費	477,660	△37,100	440,560	0	0	0	△37,100

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
02 給料	△1,380	014400 職員給与費等 7 1 人 (人事課)	△7,149 02 給料 一般職給 △1,380
03 職員手当等	△5,383		03 職員手当等 地域手当 △83
04 共済費	△386		期末勤勉手当 △5,300
24 積立金	18		04 共済費 職員共済組合等負担金 △386
		015200 岸和田市地域福祉基金 積立事業 (福祉政策課)	24 積立金 積立金 18
19 扶助費	339,427	079600 自立支援・介護給付費 等事業 (障害者支援課)	339,427 19 扶助費 扶助費 339,427
12 委託料	44,000	024800 放課後児童健全育成事 業 (子育て支援課)	100 17 備品購入費 庁用器具費 100
17 備品購入費	870		
18 負担金、補助 及び交付金	10,000	023500 保育所管理事業 (子育て施設課)	44,000 12 委託料 その他の委託料 44,000
		093300 教育・保育施設等運営 支援事業 (子育て施設課)	770 17 備品購入費 庁用器具費 770
			18 負担金、補助及び交付金 補助金 10,000
12 委託料	5,000	102100 総合通園センター管理 事業 (子育て施設課)	5,000 12 委託料 その他の委託料 5,000
17 備品購入費	70		70 17 備品購入費 庁用器具費 70
02 給料	△25,000	025200 職員給与費等 6 5 人 (人事課)	△37,100 02 給料 一般職給 △25,000
03 職員手当等	△5,100		03 職員手当等 地域手当 △1,600
04 共済費	△7,000		期末勤勉手当 △3,500
			04 共済費 職員共済組合等負担金 △7,000

(款) 04 衛生費 (項) 01 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	7,804,146	171,515	7,975,661	146,475	0	0	25,040
01 保健衛生費	2,792,484	175,531	2,968,015	146,475	0	0	29,056
04 母子保健費	258,057	175,531	433,588	146,475	0	0	29,056
03 清掃費	2,985,568	△4,016	2,981,552	0	0	0	△4,016
01 清掃総務費	306,158	△4,016	302,142	0	0	0	△4,016

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
01 報酬	1,489	126400	01 報酬 1,489
		出産・子育て応援交付金支給事業 (健康推進課)	会計年度任用職員報酬 1,489
08 旅費	28		08 旅費 28
			会計年度任用職員費用弁償 28
10 需用費	300		10 需用費 300
			消耗品費 200
11 役務費	164		印刷製本費 100
			11 役務費 164
			通信運搬費 164
12 委託料	1,200		12 委託料 1,200
			システム管理・開発委託料 1,200
18 負担金、補助 及び交付金	172,350		18 負担金、補助及び交付金 172,350
			補助金 172,350
02 給料	△2,400	029900	02 給料 △2,400
		職員給与費等42人 (人事課)	一般職給 △2,400
03 職員手当等	△944		03 職員手当等 △944
			地域手当 △144
			期末勤勉手当 △800
04 共済費	△672		04 共済費 △672
			職員共済組合等負担金 △672

(款) 06 農林水產業費 (項) 01 農業費

[illegible]

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
02 給料	△1,440	033200	02 給料 △1,440
		職員給与費等 19 人	一般職給 △1,440
03 職員手当等	△567	(人事課)	03 職員手当等 △567
			地域手当 △87
04 共済費	△403		期末勤勉手当 △480
			04 共済費 △403
			職員共済組合等負担金 △403

(款) 07 商工費 (項) 01 商工費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
07 商工費	1,647,793	4,701	1,652,494	0	0	0	4,701
01 商工費	1,647,793	4,701	1,652,494	0	0	0	4,701
03 観光費	237,494	4,701	242,195	0	0	0	4,701

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	4,701	038300 まちづくりの館指定管理事業 (観光課) 71	12 委託料 71 指定管理者委託料 71
		038600 岸和田城指定管理事業 (観光課) 838	12 委託料 838 指定管理者委託料 838
		038900 だんじり会館指定管理事業 (観光課) 3,051	12 委託料 3,051 指定管理者委託料 3,051
		072300 二の丸広場観光交流センター指定管理事業 (観光課) 741	12 委託料 741 指定管理者委託料 741

(款) 08 土木費 (項) 07 都市計画費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
08 土木費	6,534,329	12,392	6,546,721	0	0	8,000	4,392
07 都市計画費	4,703,759	12,392	4,716,151	0	0	8,000	4,392
01 都市計画総務費	1,358,879	8,000	1,366,879	0	0	8,000	0
04 公園費	304,877	4,392	309,269	0	0	0	4,392

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助 及び交付金	8,000	044400 歴史的景観保全支援事 業 (都市計画課) 8,000	18 負担金、補助及び交付金 8,000 補助金 8,000
12 委託料	4,392	045200 公園指定管理事業 (水とみどり課) 4,392	12 委託料 4,392 指定管理者委託料 4,392

(款) 09 消防費 (項) 01 消防費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
09 消防費	2,007,429	19,696	2,027,125	0	0	0	19,696
01 消防費	2,007,429	19,696	2,027,125	0	0	0	19,696
01 常備消防費	1,663,644	17,591	1,681,235	0	0	0	17,591
04 水防費	19,584	2,105	21,689	0	0	0	2,105

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
02 給料	7,620	047300 職員給与費等 193人 (人事課) 17,591	02 給料 7,620
			一般職給 7,620
03 職員手当等	7,838		03 職員手当等 7,838
			地域手当 458
04 共済費	2,133		期末勤勉手当 7,380
			04 共済費 2,133
			職員共済組合等負担金 2,133
07 報償費	2,105	049300 水防団事業 (危機管理課) 2,105	07 報償費 2,105
			報償金 2,105

(款) 10 教育費 (項) 01 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	8,533,671	1,057,830	9,591,501	263,350	597,700	100	196,680
01 教育総務費	1,352,104	98,531	1,450,635	0	0	100	98,431
02 事務局費	524,884	98,431	623,315	0	0	0	98,431
04 教育基金費	1,041	100	1,141	0	0	100	0
02 小学校費	1,042,169	467,750	1,509,919	141,225	311,000	0	15,525
01 学校管理費	665,984	31,050	697,034	15,525	0	0	15,525
03 学校建設費	0	436,700	436,700	125,700	311,000	0	0
03 中学校費	568,668	416,250	984,918	122,125	286,700	0	7,425
01 学校管理費	296,460	14,850	311,310	7,425	0	0	7,425
03 学校建設費	0	401,400	401,400	114,700	286,700	0	0
04 高等学校費	848,678	34,623	883,301	0	0	0	34,623
01 高等学校総務費	771,960	34,623	806,583	0	0	0	34,623
05 幼稚園費	2,065,701	18,819	2,084,520	0	0	0	18,819
01 幼稚園費	2,065,701	18,819	2,084,520	0	0	0	18,819

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
02 給料	15,000	049900	02 給料 15,000
		職員給与費等 5 3 人	一般職給 15,000
03 職員手当等	79,231	98,431	03 職員手当等 79,231
		(人事課)	地域手当 900
			期末勤勉手当 2,100
04 共済費	4,200		退職手当 76,231
			04 共済費 4,200
			職員共済組合等負担金 4,200
24 積立金	100	051800	24 積立金 100
		教育基金積立事業	積立金 100
		(教育総務部総務課)	
10 需用費	17,250	052800	10 需用費 17,250
		小学校管理事業	消耗品費 17,250
13 使用料及び賃借料	6,900	31,050	13 使用料及び賃借料 6,900
		(学校管理課)	車両借上料 6,900
17 備品購入費	6,900		17 備品購入費 6,900
			庁用器具費 6,900
14 工事請負費	436,700	115300	14 工事請負費 436,700
		小学校大規模改造事業	工事費 436,700
		(学校管理課)	
10 需用費	9,350	054600	10 需用費 9,350
		中学校管理事業	消耗品費 9,350
13 使用料及び賃借料	1,650	14,850	13 使用料及び賃借料 1,650
		(学校管理課)	車両借上料 1,650
17 備品購入費	3,850		17 備品購入費 3,850
			庁用器具費 3,850
14 工事請負費	401,400	115400	14 工事請負費 401,400
		中学校大規模改造事業	工事費 401,400
		(学校管理課)	
02 給料	5,000	056200	02 給料 5,000
		職員給与費等 7 2 人	一般職給 5,000
03 職員手当等	28,223	34,623	03 職員手当等 28,223
		(人事課)	地域手当 350
			期末勤勉手当 700
04 共済費	1,400		退職手当 27,173
			04 共済費 1,400
			職員共済組合等負担金 1,400
02 給料	5,000	057600	02 給料 5,000
		職員給与費等 9 6 人	一般職給 5,000
03 職員手当等	12,419	18,819	03 職員手当等 12,419
		(人事課)	地域手当 350

(款) 10 教育費 (項) 05 幼稚園費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国府支出金	地方債	その他	
07	保健体育費		1,824,929	21,857	1,846,786	0	0	0	21,857
	06	運動場管理費	60,947	665	61,612	0	0	0	665
07	市民体育館費		157,448	21,192	178,640	0	0	0	21,192

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
04 共済費	1,400		期末勤勉手当 700
			退職手当 11,369
			04 共済費 1,400
			職員共済組合等負担金 1,400
12 委託料	665	109100 運動広場等指定管理事業 (スポーツ振興課) 665	12 委託料 665 指定管理者委託料 665
12 委託料	21,192	065800 総合体育館指定管理事業 (スポーツ振興課) 21,192	12 委託料 21,192 指定管理者委託料 21,192

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
13 諸支出金	920,431	198,588	1,119,019	0	0	3,000	195,588
02 還付金	888,071	198,588	1,086,659	0	0	3,000	195,588
01 使用料及び手数料還付金	12,556	3,000	15,556	0	0	3,000	0
02 国庫支出金還付金	866,878	195,588	1,062,466	0	0	0	195,588

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子 及び割引料	3,000	067300 墳墓返還金還付事業 (水とみどり課)	22 償還金、利子及び割引料 3,000 還付金及び還付加算金 3,000
22 償還金、利子 及び割引料	195,588	068000 生活保護費国庫負担金 償還事業 (生活福祉課)	22 償還金、利子及び割引料 159,420 償還金 159,420
		123700 生活困窮者自立支援事 業費国庫負担金償還事 業 (生活福祉課)	22 償還金、利子及び割引料 2,060 償還金 2,060
		123800 生活困窮者自立支援事 業費国庫補助金償還事 業 (生活福祉課)	22 償還金、利子及び割引料 2,886 償還金 2,886
		126100 新型コロナウイルス感 染症生活困窮者自立支 援金支給事業費国庫補 助金償還事業 (生活福祉課)	22 償還金、利子及び割引料 29,952 償還金 29,952
		121000 母子保健衛生費国庫補 助金償還事業 (健康推進課)	22 償還金、利子及び割引料 442 償還金 442
		126500 児童手当支給事業費国 庫補助金償還事業 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 281 償還金 281
		123900 学力向上支援事業費国 庫補助金償還事業 (学校教育課)	22 償還金、利子及び割引料 547 償還金 547

自 転 車 競 技 事 業 特 別 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
01 競輪事業収入	34,522,979	651,229	35,174,208
歳入合計	36,419,304	651,229	37,070,533

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
01 自転車競技費	35,422,712	549,684	35,972,396
02 積立金	227,699	31,545	259,244
03 繰出金	525,000	70,000	595,000
歳 出 合 計	36,419,304	651,229	37,070,533

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	549,684
0	0	0	0	31,545
0	0	0	0	70,000
0	0	0	0	651,229

2 歳 入

(款) 01 競輪事業収入 (項) 01 事業収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
01 競輪事業収入	34,522,979	651,229	35,174,208
01 事業収入	34,522,979	651,229	35,174,208
01 通常開催競輪事業収入	34,522,979	651,229	35,174,208

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 勝者投票券売上収入	651,229	勝者投票券売上収入 651,229 (公営競技事業所)

3 歳 出

(款) 01 自転車競技費 (項) 02 開催費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
01 自転車競技費	35,422,712	549,684	35,972,396	0	0	0	549,684
02 開催費	35,289,967	549,684	35,839,651	0	0	0	549,684
01 通常開催競輪費	35,245,628	549,684	35,795,312	0	0	0	549,684

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内	訳	
18 負担金、補助及び交付金	61,262	620500 投票払戻事業 (公営競技事業所)	488,422	22 償還金、利子及び割引料 償還金	488,422 488,422
22 償還金、利子及び割引料	488,422	620900 J K A 交付事業 (公営競技事業所)	61,262	18 負担金、補助及び交付金 交付金	61,262 61,262

(款) 02 積立金 (項) 01 積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 積立金	227,699	31,545	259,244	0	0	0	31,545
01 積立金	227,699	31,545	259,244	0	0	0	31,545
01 積立金	227,699	31,545	259,244	0	0	0	31,545

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	31,545	621500 岸和田競輪場施設改善 基金積立事業 (公営競技事業所)	24 積立金 31,545 積立金 31,545

(款) 03 繰出金 (項) 01 繰出金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 繰出金	525,000	70,000	595,000	0	0	0	70,000
01 繰出金	525,000	70,000	595,000	0	0	0	70,000
01 繰出金	525,000	70,000	595,000	0	0	0	70,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	70,000	621700 一般会計繰出事業 (公営競技事業所) 70,000	27 繰出金 70,000 繰出金 70,000

後期高齢者医療特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
01 後期高齢者医療保険料	2,209,361	120,228	2,329,589
歳入合計	2,877,906	120,228	2,998,134

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
02 納付金	2,831,245	120,228	2,951,473
歳 出 合 計	2,877,906	120,228	2,998,134

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	120,228
0	0	0	0	120,228

2 歳 入

(款) 01 後期高齢者医療保険料

(項) 01 後期高齢者医療保険料

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
01 後期高齢者医療保険料	2,209,361	120,228	2,329,589
01 後期高齢者医療保険料	2,209,361	120,228	2,329,589
01 後期高齢者医療保険料	2,209,361	120,228	2,329,589

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
01 現年度分	120,228	特別徴収分	23,686 (健康保険課)
		普通徴収分	96,542 (健康保険課)

3 歳 出

(款) 02 納付金 (項) 01 保険料納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 納付金	2,831,245	120,228	2,951,473	0	0	0	120,228
01 保険料納付金	2,831,245	120,228	2,951,473	0	0	0	120,228
01 後期高齢者医療保険料納付金	2,831,245	120,228	2,951,473	0	0	0	120,228

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助 及び交付金	120,228	660300 後期高齢者医療保険料 納付事業 (健康保険課)	120,228 18 負担金、補助及び交付金 負担金 120,228

- 1) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
- 2) 補正予算給与費明細書

1) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

（単位：千円）

区 分	前年度末現在高			当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
				当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額	補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額	補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額	補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額
1 普 通 債												
(3) 教 育	5,788,962		5,788,962	532,700	597,700	1,130,400	557,976		557,976	5,763,686	597,700	6,361,386
計	20,152,578	0	20,152,578	2,104,700	597,700	2,702,400	2,328,409	0	2,328,409	19,928,869	597,700	20,526,569
一 般 会 計 計	55,162,247	0	55,162,247	5,180,500	597,700	5,778,200	7,177,323	0	7,177,323	53,165,424	597,700	53,763,124
合 計	61,250,640	0	61,250,640	5,180,500	597,700	5,778,200	7,804,364	0	7,804,364	58,626,776	597,700	59,224,476

2) 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(一般会計)

区 分	職 員 数				給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	会 計 年 度 任 用 職 員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,334	人 1	人 51	人 (1,419)	千円 1,464,462	千円 5,186,480	千円 4,541,133	千円 11,192,075	千円 1,917,544	千円 13,109,619	
補 正 前	1,342	1	49	(1,409)	1,462,973	5,186,480	4,156,134	10,805,587	1,917,544	12,723,131	
比 較	△ 8	0	2	(10)	1,489	0	384,999	386,488	0	386,488	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	退職手当
	補 正 後	千円 915,543
	補 正 前	530,544
	比 較	384,999

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数			給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,334	人 1	人 51	千円	千円 5,186,480	千円 4,334,252	千円 9,520,732	千円 1,733,970	千円 11,254,702	
補 正 前	1,342	1	49		5,186,480	3,949,253	9,135,733	1,733,970	10,869,703	
比 較	△ 8	0	2		0	384,999	384,999	0	384,999	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	退職手当
	補 正 後	千円 915,543
	補 正 前	530,544
	比 較	384,999

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	会計年度任用職員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 (1,419)	千円 1,464,462	千円	千円 206,881	千円 1,671,343	千円 183,574	千円 1,854,917	
補 正 前	(1,409)	1,462,973		206,881	1,669,854	183,574	1,853,428	
比 較	(10)	1,489		0	1,489	0	1,489	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	千円 1,489	1	その他の増減分	千円 1,489	
職員手当	384,999	1	その他の増減分	退職手当 384,999	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員 1 人当たり給料

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	看護保健職	消 防 職	教 育 職 (高 校)	教 育 職 (幼 稚 園)
補 正 後	平 均 給 料 月 額	円 310,049	円 321,060	円 308,033	円 311,214	円 315,553	円 345,876	円 349,645
	平 均 年 齢	歳 41- 1	歳 47- 9	歳 43- 0	歳 42- 6	歳 40- 8	歳 42- 8	歳 40- 8
補 正 前	平 均 給 料 月 額	円 303,944	円 313,064	円 324,387	円 318,081	円 317,057	円 342,193	円 341,126
	平 均 年 齢	歳 41- 0	歳 47- 4	歳 47- 7	歳 44- 3	歳 40-10	歳 42- 3	歳 39- 3

イ 等級別職員数

区 分	等 級	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職		医 療 技 術 職		看 護 保 健 職		消 防 職		教育職（高校）		教育職（幼稚園）	
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
補 正 後	1 等級	人 (特1) 4 32	% 0.5 3.8	人	%	人	%	人	%	人 1	% 0.5	人 (特1) 1 1	% 1.6 1.6	人 (特1) 3 5	% 4.9 8.2
	2 等級	(特2) 1 87	0.1 10.2							(特2) 11 (1) 31	6.0 16.8	(特2) 5 34	7.9 54.0		41 67.2
	3 等級	79	9.3	3	2.3	2	33.3	2	4.8	39	21.2	22	34.9	12	19.7
	4 等級	104	12.2	8	6.2	4	66.7	3	7.1	(10) 49	26.7				
	5 等級	93	11.0	60	46.5			15	35.7	41	22.3				
	6 等級	(26) 173	20.4	(12) 30	23.3			(1) 6	14.3	12	6.5				
	7 等級	(1) 257	30.3	(1) 16	12.4			14	33.3						
	8 等級	19	2.2	12	9.3										
	計	(27) 849	100.0	(13) 129	100.0	6	100.0	(1) 42	100.0	(11) 184	100.0	63	100.0	61	100.0
補 正 前	1 等級	(特1) 3 32	0.3 3.7							1 0.6		(特1) 1 1	1.6 1.6	(特1) 3 5	4.8 8.1
	2 等級	(特2) 1 94	0.1 11.0							(特2) 12 (1) 29	6.7 16.1	(特2) 5 35	7.8 54.6	41	66.1
	3 等級	77	9.0	3	2.3	2	33.3	3	7.3	38	21.1	22	34.4	13	21.0
	4 等級	101	11.8	7	5.3	3	50.0	2	4.9	(8) 51	28.2				
	5 等級	93	10.8	58	44.3	1	16.7	16	39.1	39	21.7				
	6 等級	(27) 152	17.7	(13) 32	24.4			6	14.6	10	5.6				
	7 等級	(1) 269	31.4	16	12.2			13	31.7						
	8 等級	36	4.2	15	11.5										
	計	(28) 858	100.0	(13) 131	100.0	6	100.0	41	100.0	(9) 180	100.0	64	100.0	62	100.0

() 内は任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員数